広報 なか

2026.11
No.250

⁂ まちのようす ⁂

人　口	6,633 人
男　性	3,203 人
女　性	3,430 人
世帯数	3,491 戸

（令和８年９月末現在）

さわやかな秋晴れ！笑顔が集う秋祭り！





第14回 ナカまつり（佐那人）

那賀町の公式LINEはこちら！
「友だち登録」で町から届く情報をチェック♪

広報なかはWebでもご覧いただけます
那賀町公式ホームページ▶▶▶▶▶

tokushima books

マチイロ
マチを好きになるアプリ

今月の主な内容

- 人事行政の運営等の状況について……P4～6
- 令和７年度決算状況と令和８年度財政事情について…… P7～10
- 令和９年度町立認定こども園利用申込について……P14

令和８年度 那賀町職員採用試験（追加募集）案内

受付期間 令和８年11月６日㈮～令和８年11月20日㈮
８時30分～17時まで（土日、祝日を除く）

第一次試験日 令和８年12月３日㈬～令和８年12月14日㈰
※テストセンター方式により実施します



⑴　申込みは、電子申請により行ってください。
⑵　受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意して下さい。
⑶　自然災害等により、試験日程等を変更する場合は、那賀町のホームページでお知らせいたします。

１．試験区分、採用予定人員

⑴　申し込みできる「試験区分」は一つに限ります。
⑵　申し込み後は、「試験区分」の変更はできません。　※採用予定人数は変更になる場合があります。

試験区分		採用予定人員	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度	若干名	平成２年４月２日から平成21年４月１日に生まれた者
薬剤師	大学卒業程度	１名程度	昭和47年４月２日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を有する者又は令和９年３月31日までに当該免許を取得する見込みの者
看護師／准看護師	短期大学卒業程度	若干名	昭和47年４月２日以降に生まれた者で、看護師または准看護師の免許を有する者又は令和９年３月31日までに当該免許を取得する見込みの者
臨床検査技師	短期大学卒業程度	１名程度	昭和47年４月２日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者又は令和９年３月31日までに当該免許を取得する見込みの者

２．試験の日時、試験種目、試験場

試験日		試験区分	試験種目	試験会場
第一次試験	令和８年12月３日㈬から令和８年12月14日㈰まで	全職種	基礎能力検査（60分） 事務能力検査（50分）	最寄りのテストセンター（会場と日時は、各自で指定していただきます）
【第一次試験合格発表】		令和８年12月下旬以降		
第二次試験	令和９年１月中旬予定	全職種	集団討論	那賀町地域交流センター（町役場本庁舎横）
			口述試験	
【第二次試験合格発表】		令和９年１月下旬以降		

※合格者の発表は、一次試験、二次試験ともに、当町の指定する掲示板に告示するとともに、合否に関わらず文書で通知します。合格発表及び第二次試験の実施時期については、変更となる場合があります。

※テストセンター方式について

テストセンター方式とは、設定された受験期間中の都合がよい日時と会場を予約し、受験していただく方式です。受験できる日時についてはテストセンター会場により異なります。テストセンター方式の詳細については、那賀町ホームページに掲載しています。

３．試験の方法及び内容

区　分	試験の種類	内　容
第一次試験	基礎能力検査（全職種）	文章読解力、数的基礎知識、論理的思考力、社会常識、基礎的な英語知識などの基礎的知能検査を行います。
	事務能力検査（全職種）	６種類（照合、分類、言語、計算、読図、記憶）の事務処理能力を測定する検査を行います。
第二次試験	集団討論（全職種）	同じグループの受験者と議論し、最後にグループの提案として発表していただきます。
	口述試験（全職種）	主として、意欲や態度などを見るため、個別面接を行います。
	身体検査	職務に必要な健康度について、医療機関で受診した健康診断書の提出を求めます。

４．受験手続

インターネットの申込フォームについて

⑴パソコン又はスマートフォンなどで、那賀町ホームページから申込フォームへアクセスしてお申し込みください。入力前に「@logoform.jp」「@cbt-s.com」「@naka.i-tokushima.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
⑵受験申込期間内（令和８年11月６日午前８時30分から11月20日午後５時）に申込データを受信完了したものに限り受付手続きに移ります。使用されるパソコンや通信回線上の障害等、またメンテナンス等によるサーバーの停止により申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、**期限までに余裕を持ってお申し込み下さい**。**入力途中であっても、申込期限の午後５時までに受信完了しなければ受付手続きはいたしません**。
⑶申込時に入力したメールアドレスに、送信完了通知が送信されます。送信完了通知に記載されている**「受付番号」**が、受験当日必要となる場合がありますので、Ｅメールの画面を印刷するか、携帯電話・スマートフォンの画面上で表示できるように準備しておいてください。
⑷登録に使用するメールアドレスはパソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。フィーチャーフォンのメールアドレスで申込みをされた場合、メールが届かない場合があります。また、**メールアドレスを誤って登録した場合もメールは届きません。これにより、受験できなかった時の責任は負いません**。
⑸**申込みを開始してから完了するまでに、２通のメール（送信完了通知と受験票送信通知）が届きます。このメールが届かない場合は申込みが完了していませんので、ご注意ください。**

受験票について

⑴申込フォームの申込内容を審査し、受付が完了しましたら、申込フォームに入力したメールアドレス宛に受験票データを送信いたします。土日、祝日を除き２～３日経っても届かない場合は、那賀町役場総務課（0884-62-1121）職員採用試験担当まで、お問い合わせください。
⑵メールで受験票データを受信したら、**A4サイズ（白色普通紙）**に拡大・縮小をせず印刷し、申込み前3か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、**試験当日必ず持参してください**。
⑶試験当日、受験票のない場合、受験票に写真を貼っていない場合又は不鮮明、その他受験写真として適当でない場合は、受験できません。

特殊勤務手当	看護師	主任看護師	毎月定額	月額5,000円
		看護師危険手当		月額3,000円
	その他	放射線技師		月額5,000円
		薬剤師		月額3,000円
		理学療法士		月額3,000円
		作業療法士		月額3,000円
		管理栄養士		月額3,000円
		検査技師		月額3,000円
		介護補助・看護補助業務従事手当		月額3,000円
	消防職員	救急救命士手当	毎月定額	月額3,000円
		潜水手当	人命救助等の潜水作業に従事した時間	1時間当たり310円
		徳島県防災ヘリコプター搭乗派遣手当	毎月定額	月額6,000円
		緊急消防援助隊等派遣手当	1日定額	1日1,080円（特に危険であると認める区域の場合は1日2,160円）
	犬猫鹿等死体処理作業従事職員		1回定額	1回1,000円
	感染症防疫等作業従事手当	―	1日定額	1日1,000円
地域手当	医師(給料＋管理職手当＋扶養手当)×16%　一般職　国に準ずる(徳島市1％等)			
初任総合調整手当	採用1年目から35年以内の医師に支給　月額417,600円以内			

退職手当	勤続年数	事由	
		自己都合	定年・応募認定
	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
	最高限度	47.70900月分	47.709000月分
	※定年前早期退職時　退職手当の基礎となる額に2%から最大で30%の加算があります。		

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

（8） 特別職の報酬等の状況

令和７年度の状況は次のとおりです。　（単位：円）

区分		給料月額等		
給料	町長	723,000		
	副町長	578,400		
	教育長	532,500		
報酬	議長	255,900		
	副議長	218,100		
	常任委員長	200,200		
	議会運営委員長	200,200		
	議員	182,000		
期末手当（令和7年度実績）	町長	6月期	1.475月	※給料又は報酬月額の15%が期末手当の基礎額に加算されます。
	副町長	12月期	1.50月	
	教育長	合計	2.975月	
	議長	6月期	1.475月	
	副議長	12月期	1.50月	
	議員	合計	2.975月	
退職手当	町長	在職一ヶ月につき43.50/100		※退職手当の支給時期は任期満了時又は退職時です。
	副町長	在職一ヶ月につき25.75/100		
	教育長	在職一ヶ月につき20.00/100		

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

3．勤務時間その他の勤務条件の状況

（1） 一般職員の勤務時間の状況

令和７年度

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

※１日の勤務時間は、午前８時30分から午後５時15分までの１日７時間45分、週38時間45分勤務で、原則週休２日制となっています。町民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減等の目的で、勤務時間を振替して、勤務時間帯をずらしたり、交代で勤務するなど、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります。

（2） 休暇制度の概要（令和８年４月１日現在）

○**年次休暇**　１年につき最高20日間付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことが出来ます。

○**傷病休暇**　療養のため勤務しないことが、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間。（90日以内）

（5） 初任給基準（令和８年４月１日現在）　（単位：円）

職種区分		試験の種類	学歴免許等	級号俸	給料月額
一般行政職		上級	大学卒	1－25	232,000
		中級	短大３卒	1－19	222,600
			短大２卒	1－15	216,500
		初級	高校卒	1－5	200,300
技能労務職	技能職		高校卒	1－13	217,300
	労務職		高校卒	1－1	198,200

（6） 一般行政職の級別職員数の状況

令和８年４月１日現在				令和７年4月1日	
級区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比(%)	職員数	構成比(%)
6	参事・困難な業務を処理する課長	24	16.7	24	17.1
5	課長・主幹・課長補佐	32	22.2	38	27.1
4	主査・困難な業務を分掌する係長	22	15.3	13	9.3
3	係長・主任・特に経験を必要とする業務を行う主事	20	13.9	26	18.6
2	経験を必要とする業務を行う主事	13	9.0	11	7.9
1	主事・主事補・技師補	33	22.7	28	22.3
合計		144	99.8	140	102.3

※那賀町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を示しています。
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により抜粋したものです。

（7） 職員手当の状況　制度の状況（令和８年４月１日現在）

手当の種類	支給内容等
扶養手当	・子（22歳まで）　月13,000円 ・父母等　月 6,500円 ・特定期間の加算　子のうち15歳から22歳の者は、5,000円加算
通勤手当	通勤のために自動車等を使用し、距離片道２キロメートル以上の者に支給する。 ・２㎞以上６㎞未満　4,200円 ・６㎞以上10㎞未満　6,000円 ・10㎞以上14㎞未満　8,400円 ※以上４㎞毎に段階的に2,500円から2,800円増額
住居手当	居住するための住宅を借り受け、使用料を支払っている場合に支給する。 家賃額（月）　住居手当支給額（月） ・25,000円以下　→　家賃額－14,000円 ・25,000円超59,000円未満　→　(家賃額－25,000円)×1/2+11,000円 ・59,000円以上　→　28,000円

管理職手当	職区分	職務の級	区分	管理職手当額	備考
	行政職	6級	参事	49,400円	
			課長	職に応じて30,000円から40,000円	
		5級	課長	職に応じて25,000円から30,000円	
			課長補佐	23,500円	
		4級	課長補佐	21,200円	
	医療職	職務の級と職に応じて給料月額の５％から30%を支給する。			

時間外勤務手当等	時間外勤務の種類	時間外勤務手当１時間の算出＝給料の時間単価×下記の支給割合
	勤務日の時間外勤務	100分の125
	勤務日の時間外勤務（月60時間超過）	100分の150
	土曜日等の時間外勤務	100分の135
	土曜日等の時間外勤務（月60時間超過）	100分の150
	土曜日等の時間外勤務のうち週休日振替分	100分の25
	午後10時から翌日午前５時までの勤務	上記の率にそれぞれ100分の25を加算

宿日直手当等	宿・日直一回につき	
	本庁、支所	4,700円
	病院	7,700円
	医師	22,500円
	看護師	10,000円

期末勤勉手当（令和7年度支給実績）	支給時期	期末手当支給月数	勤勉手当支給月数
	6月期	1.250月	1.050月
	12月期	1.275月	1.075月
	1年間計	2.525月	2.125月
	※役職により給料月額の５～15%が手当基礎額に加算されます。		

特殊勤務手当	名称		算定方法	支給割合又は月額
	医師	病院長・診療所長	給料月額と扶養手当月額を加算した額に右記に掲げる支給割合を乗じて算定する	30%以内
		医長・所長補佐		15%以内
		医師臨床手当		10%以内
		医師危険手当		5%以内
		医師放射線手当		5%以内
		医師時間外勤務時間診療業務従事手当	毎月定額	月額150,000円以内

（5） 部局別職員数　（単位：人）

部局別	令和７年4月1日	令和８年4月1日	条例に定める職員定数 令和８年４月１日現在
町長の事務部局	226	229	250
議会の事務部局	2	2	3
教育委員会の事務部局	20	18	30
農業委員会の事務部局	1	1	1
監査委員の事務部局	1	1	3
消防職員	35	34	35
合計職員数	285	285	322

（6） 部門別職員数の状況　（各年４月１日現在　単位：人）

区分		職員数			対前年増減数	
部門		令和６年	令和７年	令和８年	令和７年	令和８年
一般行政部門	議会	2	2	2	0	0
	総務	46	47	47	1	0
	税務	5	5	5	0	0
	民生	57	53	57	▲4	4
	衛生	33	31	29	▲2	▲2
	労働	0	0	0	0	0
	農林水産	17	15	15	▲2	0
	商工	5	5	4	0	▲1
	土木	11	11	12	0	1
	小計	176	169	171	▲7	2
特別行政部門	教育	22	20	18	▲2	▲2
	消防	34	35	34	1	▲1
	小計	56	55	52	▲1	▲3
公営企業等会計部門	病院	54	55	57	1	2
	水道	0	0	0	0	0
	その他	7	6	5	▲1	▲1
	小計	61	61	62	0	1
合計		293	285	285	▲8	0

※職員数は、各年度の4月1日現在定員管理調査に基づき算出しています。ただし、町長、副町長、教育長、暫定再任用（短時間勤務）は、除いています。
※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

2．職員の給与の状況

（1） 人件費の状況（普通会計決算）　（単位：千円）

区分	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
令和７年度	10,571,827	498,422	2,269,495	21.5%

※人件費には、議員、委員等報酬、特別職に支給される給料及び市町村職員共済組合負担金等を含みます。

（2） 職員給与費の状況（普通会計予算）　（単位：千円）

区分	職員数（A）	給与費				
		報酬	給料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）
令和８年度	320人	99,144	1,026,206	185,283	464,267	1,774,900

1人当たり給与費（B）／（A）
5,547

※給与費は、令和８年度一般会計予算書及び令和８年度ケーブルテレビ事業特別会計予算書に計上された数値です。会計年度任用職員に支給される報酬、給料等を含みます。

（3） ラスパイレス指数

年度	各年４月１日現在
R３	95.3
R４	95.1
R５	95.4
R６	95.3
R７	95.8

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数を言います。

（4） 職員の平均給与額　（単位：円）

会計年度	職種区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和７年度	一般行政職	43.3	323,600	383,100
	医師職	37.0	452,000	1,251,000
	技能労務職	55.4	277,300	303,200
令和８年度	一般行政職	42.7	328,000	394,400
	医師職	37.1	466,900	1,273,600
	技能労務職	56.3	285,700	311,200

※平均給料月額とは、各年度の４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当などの諸手当の額を合計したものです。
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により算出したものです。

人事行政の運営等の状況の公表

「那賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。



1．職員の任免及び職員数に関する状況

（1） 職員の総数

ア 常勤職員数　（単位：人）

区分	令和７年4月1日職員数	令和７年4月2日以降 採用者数	令和７年4月2日以降 退職者数（ ）はうち再任用	令和８年4月1日採用者数	再任用者数	区分間の異動者数	令和８年4月1日職員数	備考
本庁等	195		11（1）	11		▲1	194	
病院･診療所等	55		4（1）	5		1	57	
消防	35		0（0）	0		▲1	34	
合計職員数	285	0	15（2）	16	0	▲1	285	

※職員数は、町長、副町長、教育長、再任用職員（短時間勤務）は、除いています。
※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません

イ 非常勤職員数　（令和８年４月１日現在）（単位：人）

再任用短時間勤務職員	
週23.25時間	1
週31時間	1
計	2

臨時的任用職員	
町費教員	9
計	9

ウ 会計年度任用職員数　（令和８年４月１日現在）（単位:人）

フルタイム会計年度任用職員	
清掃作業員	7
保育教諭	11
管理栄養士	1
看護師/介護補助	9
介護支援員	2
館長	1
医療事務補助	0
計	31

パートタイム会計年度任用職員			
一般事務補助	24	看護師／看護補助	8
専門事務補助	9	医療技術職	3
地域おこし協力隊	13	普通／特殊作業員	9
集落支援員	1	調理員	8
移住定住支援員	2	施設作業員等	6
保育教諭／補助	5	単純な事務補助	1
計	89		

（2） 職員の採用状況　（単位：人）

採用年月日	職種	男	女	合計	備考
令和７年4月1日	行政職	6	2	8	（看護師他含む）医師３（県併任）
	医療職	3	2	5	
	技能労務職			0	
計		9	4	13	
令和８年4月1日	行政職	5	7	12	（理学療法士他含む）医師３（県併任）
	医療職	2	2	4	
	技能労務職			0	
計		7	9	16	

（3） 再任用の状況　（単位：人）

採用年月日	職種	男	女	合計	備考
令和７年4月1日	行政職	3	1	4	内１名短時間
	医療職			0	
	技能労務職	1	4	5	
計		4	5	9	
令和８年4月1日	行政職	3		3	内２名短時間
	医療職			0	
	技能労務職	1	4	5	
計		4	4	8	

（4） 職員の退職状況　（単位：人）

退職年度	職種	男	女	合計	備考
令和６年度中	定年退職	7	2	9	
	勧奨退職	1	3	4	
	普通退職（自己都合）等	6	5	11	医師含む
計		14	10	24	
令和７年度中	定年退職	2	1	3	
	勧奨退職	3		3	
	普通退職（自己都合）等	4	5	9	医師含む
計		9	6	15	



令和7年度決算状況と令和8年度財政事情を公表します

那賀町財政事情の公表に関する条例第３条の規定に基づき、令和７年度決算の状況及び令和８年度予算にかかる財政事情を報告します。

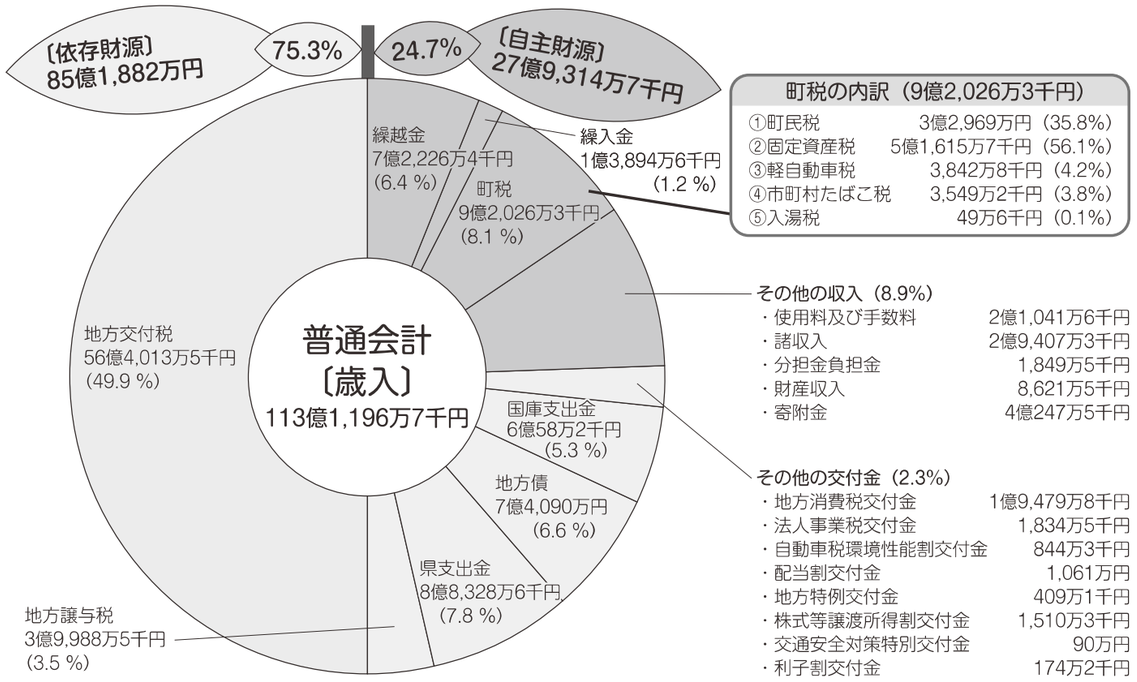
令和８年11月１日　　那賀町長　橋本　浩志

那賀町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債（町の借金）などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年５月と11月の２回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

令和７年度普通会計の決算は、歳入が113億1,196万7千円、歳出が105億7,182万7千円で差し引き7億4,014万円となり、この額が令和８年度への繰越金となります。(明許繰越による一般財源含む)

普通会計の決算状況　歳入 113億1,196万7千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



町税の内訳（9億2,026万3千円）

①町民税	3億2,969万円	(35.8%)
②固定資産税	5億1,615万7千円	(56.1%)
③軽自動車税	3,842万8千円	(4.2%)
④市町村たばこ税	3,549万2千円	(3.8%)
⑤入湯税	49万6千円	(0.1%)

その他の収入（8.9%）

・使用料及び手数料	2億1,041万6千円
・諸収入	2億9,407万3千円
・分担金負担金	1,849万5千円
・財産収入	8,621万5千円
・寄附金	4億247万5千円

その他の交付金（2.3%）

・地方消費税交付金	1億9,479万8千円
・法人事業税交付金	1,834万5千円
・自動車税環境性能割交付金	844万3千円
・配当割交付金	1,061万円
・地方特例交付金	409万1千円
・株式等譲渡所得割交付金	1,510万3千円
・交通安全対策特別交付金	90万円
・利子割交付金	174万2千円

（2） 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。

（単位：人）

措置事由	訓告	厳重注意	合計
1　法令に違反した場合	0	0	0
2　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0
合計	0	0	0

6．研修及び勤務成績の評定の状況

（1） 研修の状況　令和７年度の研修の状況は次のとおりです。

○　内部研修

研修の内容		受講者数（人）
新規採用職員研修	町行政における業務内容等、事業について（全部署）	7
合計		7

○　外部研修

研修の種類		受講者数（人）
一般研修	新規採用職員（前後期）	7
	職員Ⅰ	2
	職員Ⅱ	0
	係長級	0
	課長補佐級	1
	課長級	1
特別研修	税務・木造家屋評価研修	1
	民間企業に学ぶ変革リーダー研修	0
	住家被害認定調査員研修	1
	契約事務研修	7
	財務事務研修	0
	自治体の広報＆ＰＲ講座	4
	育休等復帰支援講座	0
	再任用・定年延長者受入研修	1
	公会計のための簿記入門研修	3
	発達が気になる子と保護者支援講座	0
	法制執務講座	2
	業務改革のためのアイデア講座	1
	基礎から学ぶ情報技術講座（南河波定住自立圏共生ビジョン取組事業）	1
	メンタルヘルス研修	0
	マイナンバー研修	3
合計		35

（2） 令和７年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき（年齢55歳未満）	4号給昇給

7．職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合や人間ドックを受検した場合は費用の一部助成を行っています。

令和７年度受診者数

区分	受診者数（人）	備考
人間ドック	230	脳ドックを含む
健康診断	62	医療機関受診人数

8．競争試験及び選考の状況

令和７年度実施　職員採用競争試験の受験者及び合格者　（単位：人）

区分	受験者数	うち男性	うち女性	合格者数	うち男性	うち女性
一般事務	38	20	18	9	4	5
学芸員	2	1	1	1	0	1
保育教諭	3	0	3	1	0	1
保健師	1	0	1	0	0	0
理学療法士	1	1	0	1	1	0
言語聴覚士	1	1	0	0	0	0
合計	46	23	23	12	5	7

選考による採用はありません。

9．勤務条件に関する措置の要求の状況

令和７年度措置要求はありません。

10．不利益処分に関する不服申立ての状況

令和７年度該当はありません。

○特別休暇

特別休暇の種類		期間
1	公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2	官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3	骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4	ボランティア休暇	５日以内
5	婚姻休暇	５日以内
6	妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数までで、必要と認める期間
7	分べん休暇	その分べん予定日前８週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から分べんの日後８週間目に当たる日までの期間内
8	育児休暇	１日２回それぞれ30分以内
9	配偶者出産休暇	２日以内
10	職員の育児参加休暇	５日以内
11	出産サポート休暇	１の年において５日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
12	忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
13	父母、配偶者又は子の祭日休暇	２日以内
14	夏期休暇	５日以内
15	感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
16	住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
17	非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
18	交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
19	生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし２日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
20	リフレッシュ休暇	連続する３日以内　（勤務年数4年経過以降５年毎に取得することができる）
21	中学校就学前の子の看護休暇	５日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
22	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）

○**介護休暇**　介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、２週間以上６月の期間内（３回まで分割可能）において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。

○**育児休業**　3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

（3） 休暇等の取得の状況

令和７年１月１日から令和７年12月31日までの年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均 12.4日
令和７年度介護休暇の取得者数	１人
令和７年度育児休業の取得者数（継続者も含む）	12人

4．職員の分限及び懲戒処分の状況

（1） 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。令和７年度の分限処分は次のとおりです。

（単位：人）

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1　勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2　心身の故障のため	0	3	0	0	3
3　職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	3	0	0	3

（2） 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

（単位：人）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1　法令に違反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
2　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

5．服務の状況

（1） 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1．研修を受ける場合
2．人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

財政指標

経常収支比率 89.9%

支出の中で人件費など経常的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80％以内が望ましいとされています。

実質公債費比率 8.7%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18％以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。
また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

（単位：㎡）

項　目	土地面積	建物延面積
行政財産 （役場の庁舎や学校など）	1,985,405	153,048
普通財産 （町有林や田畑など）	15,521,795	3,347
合　計	17,507,200	156,395

項　目	令和７年度末
出資による権利 （㈱きとうむら ほか）	3,363万4千円
債権 （㈱きとうむら ほか）	7億158万8千円

地方債（借金）の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金の残高です。

内　訳	令和７年度末	令和６年度末
一般会計	119億1,423万2千円	126億6,321万2千円
特別会計 （診療所）	8,833万5千円	1億1,995万4千円
企業会計 （工業用水、病院、簡易水道、集落排水）	12億979万3千円	12億8,662万6千円
合　計	132億1,236万円	140億6,979万2千円

※ Ｒ６年度より簡易水道事業及び集落排水事業が特別会計から企業会計に移行

一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

特別会計と企業会計の決算報告　令和7年度

特別会計

会　計　名	歳　入	歳　出	差　引
国民健康保険事業特別会計	9億1,560万6千円	8億9,717万9千円	1,842万7千円
国民健康保険診療所事業特別会計	5億4,106万円	4億315万3千円	1億3,790万7千円
介護保険事業特別会計	18億4,915万7千円	17億4,590万円	1億325万7千円
後期高齢者医療特別会計	1億9,932万3千円	1億9,349万3千円	583万円
財産区事業特別会計	351万4千円	26万5千円	324万9千円

企業会計

会　計　名		収　入	支　出	差　引	
工業用水道事業会計	収益的	3,137万2千円	2,327万8千円	809万4千円	
	資本的	－	3,968万3千円	△3,968万3千円	※
上那賀病院事業会計	収益的	4億7,234万3千円	6億2,495万3千円	△15,261万円	
	資本的	3,744万8千円	3,841万6千円	△96万8千円	
簡易水道事業会計	収益的	2億2,084万8千円	2億3,062万2千円	△977万4千円	
	資本的	8,659万1千円	1億2,519万円	△3,859万9千円	☆
集落排水事業会計	収益的	1億8,614万3千円	1億8,133万2千円	481万1千円	
	資本的	5,635万1千円	5,479万4千円	155万7千円	

◎　収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支
※　不足分は留保資金で補填　　☆　不足分は引継金で補填

普通会計の決算報告　歳出 105億7,182万7千円

目的別歳出

公債費 14.5%
15億3,760万円（226,317円）
町が施設、道路等整備のために借入れたお金の返済

総務費 26.1%
27億5,741万9千円（405,861円）
庁舎管理、人件費、ケーブルテレビの運営に要した経費など

農林水産業費 11.0%
11億6,841万円（171,977円）
農林水産業の振興や、林道等の整備に要した経費など

土木費 8.1%
8億5,783万8千円（126,264円）
道路や町営住宅の整備、維持管理に要した経費など

民生費 15.9%
16億7,692万7千円（246,825円）
高齢者や障がい者福祉、こども園の運営に要した経費など

災害復旧費 2.0%
2億782万6千円（30,590円）
災害の復旧に要した経費

教育費 6.6%
6億9,436万2千円（102,202円）
小中学校、社会教育に要した経費など

消防費 4.2%
4億4,574万7千円（65,609円）
消防団活動や消防署に要した経費など

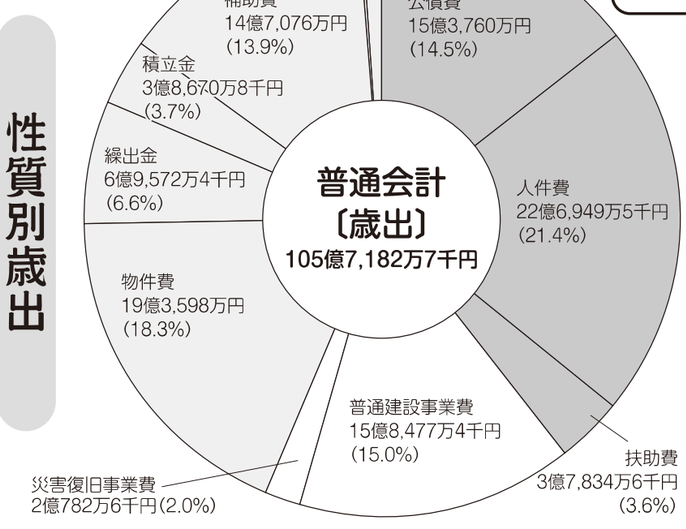
衛生費 9.1%
9億6,595万2千円（142,177円）
し尿、ごみ処理、医療対策、総合健診等に要した経費など

商工費 1.8%
1億8,911万2千円（27,835円）
商工や観光に要した経費など

議会費 0.7%
7,063万4千円（10,397円）
議員報酬や議会運営の経費など

注　（　）は町民一人当たりの額

性質別歳出



- 義務的経費　41億8,544万1千円　(39.6%)
- 投資的経費　17億9,260万円　(17.0%)
- その他経費　45億9,378万6千円　(43.4%)

◆町民一人あたりのお金って？

項　目	令和７年度	令和６年度
町民１人当たりの税負担	13万5千円	13万円
町民１人当たりに使われたお金	155万6千円	149万7千円
町民１人当たりの積立金（貯金）	154万9千円	149万円
町民１人当たりの地方債（借金）	175万4千円	168万8千円

注１　那賀町民１人当たりの額（令和７年度）は、令和８年１月１日の住民基本台帳登録人口6,794 人をもとに算定
注２　積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の計
注３　地方債は一般会計分

基金の状況報告　基金残高 105億3，315万5千円

基金 ＝ 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。（単位：千円）

基　金　名	令和６年度末現在高	令和７年度積立額	令和７年度取崩額	令和７年度末現在高
財政調整基金	3,966,399	164,636	0	4,131,035
減債基金	2,456,399	26,999	20,077	2,463,321
特定目的基金	3,839,532	195,073	106,089	3,928,516
定額運用基金	13,165	1,901	4,783	10,283
合　計	10,275,495	388,609	130,949	10,533,155

介護保険介護給付費準備基金を除く。

財政事情のお知らせをします

令和8年度

令和８年度上半期（４月～９月）の予算執行状況をお知らせします。（９月30日現在）

一般会計

歳入		
款	予算現額	収入済額
町税	8億2,949万8千円	6億1,294万3千円
地方譲与税	3億9,587万4千円	2,494万9千円
利子割交付金	55万9千円	－
配当割交付金	621万8千円	233万1千円
株式等譲渡所得割交付金	554万3千円	－
法人事業税交付金	1,360万2千円	835万円
地方消費税交付金	1億8,452万5千円	1億1,806万8千円
環境性能割交付金	－	－
地方特例交付金	100万円	1,486万7千円
地方交付税	50億2,342万3千円	37億5,808万4千円
交通安全対策特別交付金	100万円	－
分担金及び負担金	1,618万円	127万2千円
使用料及び手数料	1億1,709万9千円	5,130万8千円
国庫支出金	7億456万7千円	2億3,403万9千円
県支出金	9億349万5千円	6,580万5千円
財産収入	5,931万8千円	1,346万1千円
寄附金	4億2千円	1億362万3千円
繰入金	11億5,919万3千円	－
繰越金	7億3,332万円	7億3,332万円
諸収入	9,472万6千円	億2,176万円
町債	8億900万円	－
合計	114億5,814万2千円	57億6,418万円

歳出		
款	予算現額	支出済額
議会費	7,489万8千円	3,706万3千円
総務費	28億8,077万円	10億9,526万3千円
民生費	15億1,884万7千円	6億3,085万1千円
衛生費	11億3,653万1千円	4億8,815万2千円
農林水産業費	13億6,774万3千円	2億9,300万7千円
商工費	1億5,723万4千円	9,236万2千円
土木費	10億1,447万8千円	1億5,985万円
消防費	4億8,976万円	1億8,491万4千円
教育費	8億6,880万4千円	2億4,343万円
災害復旧費	3億255万9千円	7,701万3千円
公債費	16億651万8千円	8億501万8千円
予備費	4,000万円	－
合計	114億5,814万2千円	41億692万3千円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ繰越明許費8億4,824万3千円が含まれています。

特別会計

会計名	歳入		歳出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	10億1,397万1千円	3億2,832万4千円	10億1,447万3千円	3億833万円
国民健康保険診療所事業特別会計	4億3,317万1千円	1億9,306万1千円	4億3,317万1千円	1億8,285万9千円
介護保険事業特別会計	18億2,448万円	8億5,885万円	18億2,448万円	7億2,887万6千円
後期高齢者医療特別会計	2億1,387万2千円	6,692万8千円	2億1,387万2千円	4,242万6千円
ケーブルテレビ事業特別会計	3億865万6千円	3,448万3千円	3億865万6千円	4,988万5千円
財産区事業特別会計	44万6千円	324万9千円	44万6千円	10万1千円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ診療所特別会計215万6千円、ケーブルテレビ会計１億円の繰越明許費が含まれています。

企業会計

会計名		収入		支出	
		予定額	収入済額	予定額	支出済額
工業用水道事業会計	収益的	3,136万円	1,567万5千円	3,136万円	1,192万6千円
	資本的	－	－	3,938万1千円	1,771万7千円
上那賀病院事業会計	収益的	5億7,460万9千円	2億4,771万4千円	6億5,360万9千円	2億6,176万円
	資本的	453万6千円	－	553万6千円	252万9千円
簡易水道事業会計	収益的	1億8,222万4千円	9,990万2千円	2億3,099万3千円	9,172万2千円
	資本的	1億476万円	6,041万円	1億2,415万8千円	4,140万9千円
集落排水事業会計	収益的	1億6,524万2千円	1億248万4千円	1億9,956万6千円	1億541万6千円
	資本的	5,159万5千円	3,819万3千円	6,244万円	4,395万4千円

※各会計とも一時借入金はありません。

令和７年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

那賀町ホームページに掲載中

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（以下「健全化法」）により、町は４つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告すること、町民の皆様に公表することが義務付けられています。

健全化法では、健全化判断比率のうち１指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営健全化に向けて取り組まなければなりません。

那賀町の令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については 8.7%（単年度（R7）9.1%）となっています。実質公債費比率は直近３年の平均値を用います。

R3 年度からの総合体育館建設にかかる起債償還が始まったことが主な要因ですが、償還金額が増加し、前年度の単年度実質公債費比率からは悪化しています。（単年度（R6）8.4%）地方債の発行額については、昨年度より繰越分も含め 273,449 千円減少しております。R7 年度の主要な起債充当事業は、林道・町道改良事業でした。今後も、広い町域内の各施設の更新・除却について、計画的に行っていく必要があります。借入と償還のバランスをとりながら地方債残高を少しでも増やさないように実質公債費比率の改善に努めます。

１．健全化判断比率

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率（3ヶ年平均）	将来負担比率
那賀町	－ %	－ %	8.7%	－ %
早期健全化基準（早期健全化団体）	14.21%	19.21%	25.0%	350.0%
財政再生基準（財政再生団体）	20.00%	30.00%	35.0%	

※対象となる比率がない場合は、「－」で表記しています。

健全団体 ⇨ 早期健全化団体 ⇨ 財政再生団体 の順に財政が悪化

２．資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	－ %	20.0%
上那賀病院事業会計	－ %	
簡易水道事業会計	－ %	
集落排水事業会計	－ %	

※対象となる比率がない場合は、「－」で表記しています。

那賀町は すべての指標で 基準値を 下回っている 健全団体です。

健全化判断費率、資金不足比率の各指標の計算式については、那賀町ホームページに掲載します。

こくねん情報です

那賀町役場住民課国民年金担当　TEL 0884−62−1194
徳島南年金事務所国民年金課　TEL 088−652−3114



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!



厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としました。この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。また、持ち主不明記録検索では、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。

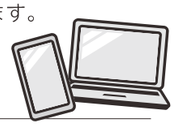
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）
http://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net



防災課よりお知らせ

「那賀町ハザードマップ」を更新しました！

那賀町における、災害発生時の指定避難所や指定緊急避難場所のマップ、及び土砂災害や浸水害等の自然災害警戒区域について、Web 上に『那賀町ハザードマップ』として示しています。
インターネットの検索画面に『那賀町ハザードマップ』と入力するとご覧いただけます。



■『那賀町ハザードマップ』は、次の３つのシート（マップ切替）で構成されています。

①洪水土砂

メインとなるシートで、災害発生時の指定避難所や指定緊急避難場所のほか、**“土砂災害警戒区域”**や**“100年に１度確率の浸水区域”**を示しています。
更に**“那賀川各支川の洪水エリア”**についても、**“1000年に１度確率の浸水区域”**を示した『洪水浸水想定区域図 _ 那賀町（徳島県 HP)』へリンクし、確認することができます。

②洪水（想定最大規模）

水防法に則り徳島県が公表した鷲敷地区における**“1000年に１度確率の浸水区域”**を示しています。

③洪水（長安口ダム）

上記の**“1000年に１度確率の浸水区域”**を更に上流域となる長安口ダムまで拡張し示しています。

お住いの地域で、どんな災害について警戒が必要なのか、今一度ご確認いただきますようお願いします。



那賀町ハザードマップはこちらから
https://apps02.chklab.com/LG363685/ciel_public/?citycd=363685&ismapinfofromdb=true&mapindex=558207151

問い合わせ先　那賀町役場防災課　TEL 0884 － 62 － 1183

日本赤十字社徳島県支部から災害用トイレセットを寄贈いただきました

令和８年８月３日、日本赤十字社徳島県支部から、本町へ「赤十字災害用トイレセット」が寄贈されました。
災害時には、断水や下水道施設の被災などにより、普段のトイレが使用できなくなることがあります。衛生環境を保ち、安心して避難生活を送るためにも、災害時用のトイレの確保は重要です。
日本赤十字社では災害救護をはじめ、防災・減災活動、救援物資の備蓄などさまざまな活動を行っています。今回の災害用トイレセットの配備にも、皆さまから寄せられた赤十字活動支援費（日赤社費）が活用されています。
日本赤十字社徳島県支部からは、これまでにも移動炊飯器や段ボールベッドを寄贈いただいており、防災訓練などで活用しております。今後も寄贈いただいた設備を活用し、災害への備えを進めてまいります。
日本赤十字社の活動を支えてくださる皆さまに、心より感謝申し上げます。



【寄贈品目】
・災害時要配慮者用トイレ
　＋専用テントセット　１セット
・非常用簡易トイレ　25 個

令和７年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業効果検証を行いました

地方創生を支援する国からの交付金を活用した以下の事業について、「那賀町まち・ひと・しごと創生推進会議」において事業効果の検証を行いましたので、その結果を公表します。

事業名	実績額		外部有識者からの評価	
	事業費（円）	内：交付金	評価点（平均値）	外部有識者からの意見
「グリーン社会とくしま」の実現によるサステナブルな地域づくり推進事業 ●「ＧＸ」推進に伴う県内外への魅力発信及び県外企業・人材等の誘致・交流促進モデルの検証・横展開 県南エリアの魅力（豊かな自然、地域資源等）を活用したサステナブルなコンテンツの掘り起こし、プロモーション、体験ツアー開催、教育旅行の受入等経費（委託費、負担金、需用費、通信運搬費）等	4,520,000	2,260,000	**2.8** （低１⇒５高）	・商品としてはおもしろい企画もある。 ・商品PRにもう少し力を入れて欲しい。 ・県南広域観光に必要な事業 ・投資に見合う回収は？ ・金額や那賀町の認知度は上昇しているか？ ・目標があるか不明 ・イベントをやったからOKに見える。 ・同じことの繰り返しで可能性がいまいち見えない。 ・自然を活かしたコンテンツの充実を図るべき。 ・今後の伸びしろに期待できる部分もある。 ・会で出た意見を調査し、改善・成長に繋がることを期待 ・物産品への効果が弱い。 ・宿泊・飲食に対する消費も少額 ・他市町と連携強化が必要 ・参加者数が少ないのが気になる。 ・川口ダムエネミューやおもちゃ美術館と上手に連携すると良い。 ・体験・体感にフォーカスしたアプローチは評価できるが、那賀町での消費に繋がっていない。 ・町内消費に繋がる仕組みをつくる必要がある。 ・木頭ゆずやケイトウ、オモトなど他地域よりリードする一次産品の利用を推進すべき。 ・文化庁100年フード認定の「かきまぜ」「はんごろし」などの商品価値の高い加工品もアイテムとして有効と考える。 ・体験者からのアンケートをとり試行錯誤を重ねさらなる推進を願う。 ・那賀町の魅力をもっと宣伝し、特に子どもの事業に力を入れれば人が集まると思う。 ・現状効果が低いのは町も知っていると思うが、売り込みたい物がなければ元も子もない現実に苦しんでいる。 ・民間を巻き込み、町一丸となり盛り上げていきたいと強く思う。 ・川口ダム湖周辺はまだまだ来町を促す仕掛けができると思う。 ・ドイツカヌーチームが東京五輪事前合宿をしたのでSUPやカヌー体験などと組み合わせて、ドイツのビールやソーセージを食すイベントもおもしろいと思う。

KPI	本事業における重要業績評価指標	R7 目標値	R7 実績値
	① 本県への年間移住者数＋準移住者数	2,935 人	3,360 人
	うち那賀町への年間移住者数＋準移住者数（参考）		15 人
	② 地域でのＧＸ推進に向けた協働活動実践企業・団体数（累計）	19 企業・団体	26 企業・団体
	③「とくしまエコパートナー」の協定締結企業・団体数（累計）	45 企業・団体	23 企業・団体

町内業者請負状況（建設工事）



那賀町ホームページに掲載中

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。
〔お問い合わせ先〕会計課・検査室　TEL 0884－62－1120

契約日	工　事　名	工事場所	請負金額（円）	請負業者名
R8.10. 6	森林基盤整備事業 林道東川千本谷線 駒背越隧道補修工事	木頭北川	13,090,000	北川産業㈲
R8.10. 6	町単独 作業道朴野線開設工事	朴　野	25,630,000	㈲橋本土建
R8.10. 8	町単独 那賀町総合体育館駐車場脇倉庫解体工事	和食郷	2,420,000	八田建設㈱

令和９年度　小中学校新１年生の保護者の皆様

就学援助費新入学学用品費の前倒し支給のお知らせ



就学援助とは

お子さんが義務教育時に、経済的な理由からお困りのご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する制度です。申請後、教育委員会で認定された方に支給されます。

認定された方には、**新入学児童生徒学用品費**を援助します。

それ以外の援助項目については新年度が始まってから再度、申請を出していただくことになっています。

援助を受けることができる人

以下の条件にすべて該当する方が対象になります。

○申請日現在、那賀町に居住している世帯

○令和９年４月に那賀町内の小学校または中学校に入学予定のお子様がいる世帯

○町民税等の非課税または減免の扱いを受けた世帯または、生活状態が著しく困難になった等、特別の事情が認められる方

所得税若しくは町民税の確定申告を必ず行なってください。（生活保護世帯を除く。）

申告をされていない方は、援助することができません。

※町内の園・小学校に在籍していないご家庭については直接教育委員会までご連絡ください。

申込方法

○受給申請書：申請書及び同意書にご記入し、通園・通学されている園又は小学校へご提出ください。申請用紙は、各こども園・小学校・教育委員会・教育委員会分室にあります。

受付期間

令和８年11月11日㈫から
12月11日㈮

注意事項

○今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和９年度就学援助制度」をご希望の方は、入学後に別途申請する必要があります。

○今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和９年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は支給対象になりません。１回限りの支給です。

○生活保護を受けられているご家庭は申請の必要はありませんが、教育委員会までご連絡ください。

○虚偽又は不正の申請をしたときは認定が取消しとなり、援助費の返還をしていただくことがありますので、ご注意ください。

支給対象基準額の目安（令和７年中の所得額）

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人
所得基準額	228万円	247万円	338万円	387万円	395万円
給与収入の目安(参考)	約337万円	約363万円	約477万円	約538万円	約562万円
モデルケース	母　46歳 子（小学２年生）	父　50歳 母　48歳 子（中学１年生）	父　42歳 母　44歳 子（小学１年生） 子（小学３年生）	父　43歳 母　44歳 子（小学５年生） 子（中学１年生） 子（中学３年生）	父　41歳 母　39歳 子（小学１年生） 子（小学５年生） 子（中学３年生） 祖母65歳

※この表は、あくまでも目安となります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なりますので、支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合、まずはご申請ください。

※審査結果はご自宅へ郵送するとともに、在籍学校へも通知します。なお、審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。

※世帯人数とは、原則として住民票上の世帯員全員です。

お問い合わせ先　那賀町教育委員会　TEL 0884－62－1106

★令和９年度★

期間内にお申し込み下さい！

町立認定こども園利用申込の受付が始まります



※認定こども園とは、未就学児童の教育・保育を行い、子育て支援の機能を備えた施設です。
来年度の町立認定こども園の利用申込の受付を下記の通り開始します。
令和９年度中の**途中入園となる場合も**、必ず期間内に申請してください。
（期間内の申込がない場合、入園できないことがあります。）

【受付期間】令和８年12月１日(火)～12月25日(金)

◆申込の手続きについて

那賀町ホームページに掲載中

【対象児童】　①保育を必要とする０歳から５歳児までの乳幼児（保育認定）
②保育を必要としない３歳児から５歳児の幼児（教育認定）

【申請書類】
■配布期間：令和８年11月9日(月)～
■配布場所：那賀町役場（各支所）窓口または各こども園
■そ の 他：保育利用や保育料等については窓口配布の「利用申込案内」を参考にしてください。

【添付書類】
■「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書」※児童１人ずつ必要
■認定のために必要な書類（就労証明書等）
■児童及び保護者全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの ※町民の場合、不要
■本人確認できるもの（免許証等）

【提 出 先】★郵送不可★
■那賀町役場保健福祉子育て課もしくは各支所窓口 ※利用継続児は利用園への提出も可

◆認定について

【認定区分】

認定区分	保育部分	年齢区分（R9.4.1 現在）	利用区分	利用可能時間（上限）
１号（教育認定）	保育を必要としない	３～５歳	標準時間	8:30～15:00
２号 ３号（保育認定）	保育を必要とする	０～５歳	短時間	8:00～16:00
			標準時間	開園時間内

※延長保育（有料）あり

【保育を必要とする事由】
すべての保護者が、①～⑪のいずれかに該当している場合、保育認定（２号、３号）となります。
また、保育理由や保育の必要量に応じて、「短時間」と「標準時間」の２つの利用区分に分かれます。

①就労（月48時間以上の就労が最低条件）
※就労状況により保育利用区分が異なります。
②産前産後
③保護者の疾病、障害等
④家族・親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動
⑦就学・職業訓練
⑧虐待やDVのおそれがある
⑨育児休業取得中の特例継続利用
⑩産後延長（産後終了後、保育を必要とする場合）
⑪その他、上記に類する状態として町長が認める場合

【町内認定こども園一覧】

施　設　名	所在地・電話番号	受入年齢（入園時）	開園時間
【鷲敷地区】 **わじきこども園**	和食郷字八幡原１番地 電話：0884-62-2309	満６ヶ月児～５歳児	7:15～18:15 ※（土曜）7:30～13:00
【相生地区】 **あいおいこども園**	**[保育部]** 延野字王子原89番地１ 電話：0884-62-0595 **[幼児部]** 延野字王子原93番地１ 電話：0884-62-2787	満６ヶ月児～５歳児	7:15～18:15 ※（土曜）7:30～13:00
【上那賀地区】 **ひらだにこども園**	大殿字中北14番地 電話：0884-67-0206	満１歳児～５歳児	7:45～17:00 ※（土曜）7:45～13:00
【木頭地区】 **きとうこども園**	木頭和無田字ヨシノ37番地１ 電話：0884-68-2108	満１歳児～５歳児	7:30～17:45 ※（土曜）7:30～13:00

※土曜保育はすべての保護者が就労の場合のみ利用可。

ご不明なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】那賀町役場保健福祉子育て課　TEL 0884 － 62 － 1141

令和８年 ９月定例会議並びに会議の開催状況について

那賀町 ホームページ に掲載中

下記の日程で会議が開催されました。

日　付	会 議 名	会　議　内　容
9月 3日	本会議	開議
		会議録署名議員の指名
		議案等の説明・質疑・討論・採決
		委員会付託議案等の説明・質疑
		議員派遣について
		決算認定審査特別委員会中間報告について
9月 4日	本会議	一般質問について
9月 7日	本会議	一般質問について
	那賀町婦人会との車座会議	行政や議会に対する要望について
		その他
9月 8日	総務文教常任委員会現地視察	木頭学園
		木頭柔剣道場
		平谷地区危険家屋
		相生体育館
		阿井公民館
		新小仁宇団地
		鷲敷中央公民館
9月 9日	産業厚生常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月10日	総務文教常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月14日	決算認定審査特別委員会	認定第１号「令和７年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか 10 件
9月16日	全員協議会	研修、視察等に関するプロジェクトチームの確認について
		プロジェクトチームの経過報告について
		発議、発委等について
		【議員間自由討議】
		その他
		理事者からの報告事項について
9月24日	本会議	委員長報告
		委員長報告に対する質疑・討論・採決
		追加議案等の説明・質疑・討論・採決
		議員派遣について
		散会





【 那賀町婦人会との車座会議 】

9月定例会議一般質問通告一覧表【令和8年9月4日、7日】

那賀町 ホームページ に掲載中

質問順	質問者	質問内容
1	平川さやか 議員	移住の入口から定住までを切れ目なくつなぐ支援体制について
		実態調査で把握した空き家等を利活用につなげる進捗管理について
2	幾田　博行 議員	平成 19 年度より行われている果樹経営支援対策事業について
		農業関係の物価高騰等による補助金等について
		国道 195 号線朝生地区から百合谷入口の細渕橋までの間の見通しと景観について
3	亀井　伸幸 議員	農作物の安定生産に向けた総合防除と受粉支援について
		那賀町らしい子育て環境と日常防災について
4	和田　豊一 議員	県道・町道・林道で「崩れてから対応する」のではなく、「予防保全」について
		地域おこし協力隊を上那賀地区に呼ぶ為にはどうしたらよいか
		那賀町のゆずキャラクター「ゆずばあちゃん」について
		移住・定住を促進するための住宅環境整備について
		熊本地震・千葉豪雨・那賀町の過去の豪雨災害を教訓とした防災対策について
5	髙木　聡智 議員	飲料水対策について
		補助事業による無駄遣いはないのか？
		林業行政について
		課の名称について
6	髙木　健多 議員	現在の那賀町移住・定住施策について
		外国人労働者について
7	柏木　　岳 議員	役場職員に在宅ワークは可能か、子連れ出勤、副業許可には追随するのか
		地域おこし協力隊員の卒業後を追え
		災害対策に対する発想を大きく改めよ
		高校学区制撤廃への魅力化は、校長ではなく町長の責任
8	新居　敏弘 議員	那賀川（阿井地区）河川整備事業について
		線状降水帯等による豪雨で内水氾濫を想定しておくことについて
		学校給食費相当額を支給する制度創設について
9	重　　陵加 議員	「那賀町の財政が厳しい」ことの本質は何か
		那賀町における本庁舎の立地はいびつであり改善が必要ではないか
		小見野々ダム再生事業に対する町の役割は

令和８年　９月定例会議について

那賀町ホームページに掲載中

提出された議案は、次のとおり議決されました。

◆　議案及び議決結果一覧表　◆

議案番号	議 案 名	議員	議決結果
議案第73号	那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例及び那賀町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について 現行の社会保険診療報酬支払基金が法律の改正により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ名称変更となる事に伴い一部改正するもの	全会一致	原案可決
議案第74号	那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 本町消防職員が避難指示エリア等を含む被災地へ緊急消防援助隊等で派遣された時の手当を追加するもの	全会一致	原案可決
議案第75号	那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について 公務のために旅行する職員に対して旅費が支払われておりますが、旅行会社等にも旅行に係る旅費に相当する金額を直接支払うことを可能とするもの	全会一致	原案可決
議案第77号	令和８年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について ◎ 502 千円追加し、総額 1,014,473 千円とする	全会一致	原案可決
議案第78号	令和８年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）について ◎ 1,866 千円追加し、総額 431,015 千円とする	全会一致	原案可決
議案第79号	令和８年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第２号）について ◎ 6,806 千円追加し、総額 208,656 千円とする	全会一致	原案可決
議案第80号	令和８年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第２号）について 収益的支出は、1,360 千円増額し 660,402 千円とし、資本的支出は、15,862 千円を増額し 21,398 千円とする	全会一致	原案可決
議案第81号	令和８年度那賀町簡易水道事業会計補正予算（第３号）について 収益的支出は、6,664 千円を増額し 230,993 千円とし、資本的支出は、3,807 千円増額し 124,158 千円とする	全会一致	原案可決
議案第82号	令和８年度那賀町集落排水事業会計補正予算（第２号）について 収益的支出は、4,076 千円増額し 199,566 千円とし、資本的支出は、532 千円増額し 62,440 千円とする	全会一致	原案可決
議案第83号	物品購入契約の締結について （令和８年度町単独那賀町役場パソコン購入）	全会一致	原案可決
認定第３号	令和７年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第４号	令和７年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第５号	令和７年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第６号	令和７年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第７号	令和７年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第８号	令和７年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第９号	令和７年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第10号	令和７年度那賀町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
認定第11号	令和７年度那賀町集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認　定
諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	全会一致	適　任
発委第３号	那賀町議会の会期等に関する条例の一部改正について	全会一致	原案可決
報告第24号	令和７年度株式会社きとうむらの経営状況について		
報告第25号	令和７年度健全化判断比率について		
報告第26号	令和７年度資金不足比率について		

◎各議員の賛否（賛否の分かれた議案）　賛成…○　反対…×

議案番号	議案名	平川	幾田	西村	和田	亀井	髙木(健)	重	髙木(聡)	川原	山上	柏木	田中	新居	久川	結果
議案第76号	令和８年度那賀町一般会計補正予算（第５号）について ◎ 338,720 千円追加し、総額 10,609,899 千円とする	○	○	○	○	○	○	×	○	議長	○	○	×	×	○	可決
認定第１号	令和７年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	×	○	議長	○	×	○	×	○	認定
認定第２号	令和７年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	×	○	議長	○	○	○	○	○	認定
発議第４号	議案第 76 号「令和８年度那賀町一般会計補正予算（第５号）」に対する附帯決議について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	○	○	○	可決



那賀町とつながる、関西・関東の輪！



～N-CIRCLE＆ふるさと会のお知らせとご報告～

那賀町を離れて都市圏で暮らす皆さんと、那賀町をつなぐイベントの開催情報と、先日行われた交流会の様子をお届けします。

関西・関東にお住まいのご家族やご親戚、ご友人などがいらっしゃいましたら、ぜひ「こんな集まりがあるよ！」とご紹介ください♪皆様のご参加を心よりお待ちしております！

参加者募集！ 関西圏のみなさまへお知らせ（12月に大阪で開催！）

1 N-CIRCLE（エヌ・サークル）

このたび、関西圏で活躍する那賀町出身の若者の皆さんに集まっていただき、「N-CIRCLE(エヌ･サークル)」を開催します。

「もっと那賀町がこうなればいいのに」――。

そんな皆さんの率直な想いを、町の未来づくりに活かしてみませんか？当日は、那賀町の現状を共有したうえで、グループワークを実施。外からの視点だからこそ気づく町の課題を洗い出し、地域活性化に向けたアイデアを提言していただきます。

日時 12月12日(土) 13：00～17：15
(懇親会／18：00～)

場所 大阪府大阪市内
（詳細は参加者へ個別にお知らせします。）

内容 ワークショップ等

費用 1,000円

申込 右の二次元コードから

2 令和8年度 那賀町近畿ふるさと会

那賀町ふるさと会とは、関東圏及び近畿圏在住の那賀町出身者や縁のある方々が集う会です。

ふるさと那賀町を離れた皆様が、「会員同士の交流・親睦をはかる」とともに、「ふるさと那賀町との絆を深め、那賀町の振興発展に寄与する」ことを目的に活動しており、那賀町の情報発信・会員同士の交流を促進しております。

日時 12月13日(日) 11：00～14：00

場所 ホテル京阪京橋グランデ

内容 総会・懇親会

費用 5,000円

申込方法 右の二次元コードまたは
那賀町近畿ふるさと会事務局（☎0884-62-1184）まで



～開催報告～

令和8年度 那賀町関東ふるさと会



10月4日(日)、東京都の“大手町サンケイプラザ”にて開催されました。

関東圏在住の那賀町出身者や、那賀町に縁のある方にご参加いただき、総勢26名の参加者が集いました。

総会では、「那賀町のいまとこれから」を題材にした講演が行われ、参加者の皆さんは熱心に耳を傾けていました。続く交流会では、那賀町の特産品抽選会なども行われ、故郷の思い出話に花を咲かせていました。

今後もご支援ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

N-CIRCLEの詳細はこちら▼

ふるさと会の詳細はこちら▼

【お問い合わせ】那賀町役場みらいデジタル課　TEL 0884－62－1184

結婚応援ボランティアメンター養成講座第1回を開催！

チーム名称が「AiTie（アイタイ）なか」に決定しました！



令和８年９月27日（日）に第１回養成講座を開催しました。応募者18名のうち、11名が会場で参加し、残りの方も後日アーカイブ視聴にて受講されました。ランチタイムには、受講者同士が楽しそうに談笑する姿も見られ、早くも和やかな雰囲気に包まれました。これからチームとして、楽しく活動していけることが期待されます♪

また、このたびチーム名称が「AiTie（アイタイ）なか」に決定しました！

「AiTie」には、５つの「Ai（藍・相・愛・会・逢）」を「Tie（結ぶ・つなぐ・きずな）」でつなぐという意味が込められています。地域の縁結びの歴史を受け継ぐ「藍」、仲間と支え合う「相」、一人ひとりを思いやる「愛」、地域社会とのつながりを広げる「会」、そして大切なご縁を育む「逢」。

これら５つの「Ai」に込めた想いを、今後メンターの皆さんとともに深めながら、那賀町らしい結婚応援活動を目指していきます。

【問い合わせ】　那賀町保健福祉子育て課　TEL 0884－62－1141

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：平日（9:00～17:00）　TEL 0884－64－1220



2026年11月7日～12月6日までの行事予定

11月	9日(月)	10:30～11:00	英語であそぼう
	13日(金)	10:30～11:00	親子ヨガ
	17日(火)	10:30～11:00	お話し会（お話し玉手箱さん）
	25日(水)	10:00～12:00	那賀町山のおもちゃ美術館で遊ぼう
	27日(金)	10:30～11:00	親子ヨガ

★2026年９月の利用者数
75名

11月の土曜開所日は、14日(土)と28日(土)です。
16日(月)と30日(月)は、閉所とさせていただきます。



11月25日(水)は、職員も那賀町山のおもちゃ美術館でお待ちしています。木のぬくもりに触れて、一緒に遊びませんか♪

那賀町保健福祉子育て課のインスタグラムにも、支援センターやファミリー・サポート・センターのお知らせなどを発信しております。ぜひご覧ください。
（アカウントID：@naka_kosodate）

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(※プログラムは午前中に行っています。) 不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターにお問い合わせください。

那賀町ホームページに掲載中

各こども園の子育て支援日について



★あいおいこども園
（火･木曜日の９:00～12:00）
★ひらだにこども園
（木曜日の９:00～12:00）
★きとうこども園
（水曜日の９:00～12:00）
★出張ひろば(旧桜谷保育園)
（水曜日の９:00～12:00）

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をしてください。予約は**那賀町地域子育て支援センター**まで。
TEL 0884－64－1220

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

那賀町ホームページに掲載中

児童虐待の現状

令和7年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数（速報値）は1,215件で過去最多となりました。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。



虐待の定義

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト（養育の拒否）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など

気になることがあったら「通告」してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いち 1 はや 8 く 9

通告とは

「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。こども園や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気付き守ることができるのは、あなたかもしれません。

LINE 親子のための **相談LINEとは？**

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。

匿名可能 **匿名**（LINE上のアイコンとニックネーム）**でも相談**ができます。

秘密厳守 相談内容の**秘密は守られます。**

友だち登録はこちら

サービス内容の詳細はこちら

児童相談所虐待対応ダイヤル 189

24h お近くの児童相談所につながります。（24時間365日通話料無料）

【相談窓口】

●南部こども女性相談センター　Tel(0884)22-7130

●那賀町こども家庭センター　Tel(0884)62-1150

お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

那賀交番からのお知らせ

令和８年 11 月

－徳島県警察からのお知らせ－

サイバー犯罪被害に遭った場合は警察への通報･相談を！

警察では、事件捜査に加えて、被害企業等の被害拡大防止や捜査で判明した犯罪の手口等を活用し、さらなる被害の未然防止等の取組を行っています。サイバー事案が発生した際は、早期の警察への通報・相談をお願いします！



どんなときに、どこに通報･相談すれば良いですか？

ランサムウェア被害や不正アクセス等による情報漏えい被害等に遭った際に、**最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談**してください。

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら▶
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html





通報・相談したら、どんな対応をしてもらえるのですか？

警察では、通報・相談を受け、全国警察で保有している高度な知見等を基に、事件捜査に加えて ❶被害企業の**被害拡大防止対策に必要な情報の提供、助言** ❷被害企業の**被害の復旧への貢献** ❸**他の企業等の被害未然防止**のための取組 等を行っています。





捜査をすることで被害復旧に影響はないのですか？

警察では、**被害企業の意向を最大限尊重**し、業務への影響が最小限となるよう**早期の被害復旧等に配慮した捜査**を行っています。例えば、最初はログの保全等の必要最小限の措置をお願いし、ある程度落ち着いてから聴取を行うなどしています。





どんな情報を提供する必要があるのですか？

事案に応じて様々なものが考えられますが、例えば、被疑者の追跡・特定に必要不可欠な**通信ログ・アクセスログ、不正プログラム等の被害サーバー等に記録された情報、システム構成図等**が挙げられます。



徳島県警察 Tokushima Prefectural Police

サイバー犯罪相談ダイヤル
088-622-3180

警察庁 National Police Agency

～阿南税務署からのお知らせ「税を考える週間」について～

令和８年11月11日㈬～11月17日㈫

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、１年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

阿南税務署管内の小学生､中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示

内　容　税に関する作文、ポスター及び絵はがき

期　間　令和８年11月11日㈬～11月17日㈫
※展示場所の営業日・営業時間内に限ります。

場　所　那賀町役場本庁・とくぎんトモニアリーナ那賀（那賀町総合体育館）
フジグラン阿南（阿南市領家町）、牟岐町・美波町・海陽町の各役場庁舎内

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください



地域おこし協力隊 上半期活動報告 後半

鷲敷地区担当　多田　篤史



那賀町の皆様、お元気ですか。鷲敷地区の協力隊多田篤史です。皆様の温かいご支援、ご協力のおかげで、早くも3年目を迎えています。太龍寺ロープウェイの向かいの旅館　いやし亭 心空（こくう）で、毎日お遍路さんのお接待、また観光客へ町の魅力を広く案内しています。毎度同じ作業ですが、対応するお客様は一期一会。でも、数か月に一度、また来ていただいたと、再会に感動するお遍路さんもしばしば。より多くの県外・海外からの方々に「那賀町って、なかなか良い町やったなあ」「また来たいなあ」などと思っていただけるように、心を込めて、接遇に、料理に、掃除に、日々励んでいます。

町の皆様に、親しまれて愛されて、笑顔あふれる癒しの宿と成れるように努めております。協力隊の任期が終了しても、引き続きこの宿で、お仕事をさせてもらうのか、別の形で那賀町の為にお仕事をさせて頂くのか、色々と思案する時もありますが、今はただ毎日訪れるお客様のために全力で接客をするだけです。



鷲敷地区担当　田村　優樹

こんにちは。地域おこし協力隊として、４月から那賀町の農林業の現場で活動しています。上半期は、緑茶について学ぶ機会を多くいただきました。茶畑では、お茶の収穫や茶刈り、茶畑の管理などを体験し、季節に合わせた日々の手入れの大切さを学びました。

また、緑茶工場では、収穫した茶葉がどのような工程を経て、私たちが普段飲んでいるお茶になるのかを見学・体験させていただきました。実際に工場で製茶の工程を見ることで、茶畑で育てるところから製品になるまで、多くの人の手と経験によってお茶が作られていることを実感しました。まだまだ勉強中ですが、これからも地域の皆さんに教えていただきながら、那賀町のお茶の魅力や、そこで受け継がれてきた技術を学び、少しずつ皆さんに伝えていけるよう活動していきたいと思います。

木頭地区担当　安藤　美希

こんにちは、木頭地区で活動する安藤美希です。普段、奥木頭炭焼き技術保存伝承会や木頭こどもクラブに継続的に参加しています。その場その場で自分にできることを探し、必要な人手を補ったり、必要に応じて話し合いの場で話題を提起したりしながら、メンバーみんなで活動をつくっていくことを大切にしています。

その一つとして、今回は奥木頭炭焼き技術保存伝承会とこどもクラブのメンバーを対象に、応急手当について学ぶ機会を設けました（12 名参加）。さまざまな質問が飛び交い、日々の活動の中で起こり得る場面を考えながら、日々の現場に役立つ時間となりました。また、こどもクラブでは、夏休みの午前中の受け入れを検討する中で、スタッフのみなさんと現状を共有し、今後について考える機会を持ちました。これからも、それぞれの活動に継続して関わりながら、私にできることを続けていきたいと思います。

そのほかに、「どろんこ遊び（３日間延べ 35 名参加）」「釜炒り茶作り（４名参加）」「傾聴体験会（４名参加）」「子育て支援 お惣菜の日（12 回）」を実施しました。また、移住メンバーを中心に、木頭のイベント等を発信する Instagram アカウントを開設しました。少しずつ木頭を盛り上げていきます。引き続き、応援よろしくお願いします。

KITO.2026

木頭地区担当　髙野　有紀



４月に徳島市から移住した当初から、地域住民の方々や木頭支所の職員の方々、協力隊の先輩方が親切に接して下さり、感謝申し上げます。

具体的な活動は、①木頭拠点の山櫻育成・保存活動の「山櫻プロジェクト」の植樹活動や「四国ツキノワグマ保護プログラム」の一環としての、三嶺の森周辺の防鹿ネットの保全活動。② NPO 法人里業ランド木頭の唐辛子やゆずの育成、収穫、作地の環境整備のお手伝い。（株）きとうむらの出展イベントへ同行、販売のお手伝いや木頭の PR。③おららの炭小屋の活動（会員として定例会や地域と関わる講習会に参加等。）④役場主催行事のお手伝い。等です。今後も、もっと那賀町のことを学び、環境保全への取り組み、地場産業や地域イベントのお手伝い等を経験しながら、主体的にイベント等の企画・運営も実行していく予定です。



木頭地区担当　中野　威洋

【着任後、この半年で実施したこと】４月に着任し、木頭地区の蝉谷集落でリトリートツアーの企画や宿泊拠点の整備を通じた地域再生に取り組んでいます。

●５月と９月に「雲隠れの里」リトリートを開催。９月は佐々木俊尚さんをゲストに山歩きを実施。PR 強化が課題です。

●農水省「農山漁村振興交付金」に県内で唯一採択！それに伴う古民家改修や土地利用の調整は地域再生には不可欠。大変ですが勉強になります。来年まず一棟を再生予定。

●ウェブサイト＆ SNS 番組スタート！資金調達に向け企業・支援者・専門家とのネットワークづくりを進めています。東京・港区との取り組みや KIBOTCHA の視察など、地域活性化のヒントも収集中。この集落が地域内外から人の訪れる拠点となるよう絶賛奮闘中です！

◇ウェブサイト：https://kumogakure.org/　　◇ SNS 番組：https://x.gd/n5RUK



相生地区担当　眞継　税

上半期は、ありがたいことに、ラフティングやケイトウの栽培などで忙しく活動させていただきました。特にラフティングでは、予想をはるかに上回る多くのお客様に体験していただくことができ、大変うれしく思っています。まだまだ知名度は低いですが、少しずつでも那賀町の魅力を多くの方に知っていただけるよう、これからも努めていきたいと思います。那賀町を訪れる観光客が増えることが、地域の活力につながっていくと考えています。

また、ケイトウの栽培では、農業経験のない私にとって、右も左もわからないことばかりでした。しかし、周りの方々にたくさん助けていただき、無事に目標を達成することができました。来年度は、今年栽培したものだけでなく、ほかの種類のケイトウの栽培にも挑戦していきたいと思っています。これからも、那賀町の魅力を発信するとともに、地域の産業を盛り上げていけるよう、一歩ずつ取り組んでいきたいと思います。皆さんの応援とご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。



木沢地区担当　渡邊　美咲

木沢に住み始め、約１年が経ちました。日頃から温かく声をかけてくださる地域の皆様ありがとうございます。着任当時から目標としていたジビエですが、先日わな猟の免許を取得することができ、11 月からいよいよスタートします。また８月から本格的に「はちのじ結び」という名前でアウトドアツアーをスタートしました。まだ人数は多くないものの那賀町内外の方にお越しいただけました。ゲストの方は川を見て「下流と全然違う！」「大冒険をしているみたい」と言っていただけて、少しでも木沢の PR になれているのかなと嬉しく思います。

今後は地域施設とのコラボやハイキングツアーも計画中です。那賀町の魅力を安全第一で、しわしわ伝えて行けたらと思っています。これからも温かく見守っていただけたら幸いです！

～塩ひとつまみで変わる未来～

エピソード7

減塩調理10アイデアを紹介します。

減塩レシピ集配布中！

お問い合わせ先／
那賀町保健センター
TEL 0884－62－3892

HPにもレシピ掲載中！

減塩調理10アイデア

01 調味料はきちんと計量しよう

慣れるまでは計量スプーンを使って塩分を計算しながら調理するように心がけましょう。

02 だしのうま味を上手に活用しよう

昆布や椎茸、かつお節など、だしのうま味が効いていると薄味でも物足りなさを感じません。

03 塩分ゼロの酸味を活かそう

酸味は無塩で、塩味を引き立たせる特徴があるため、柑橘類や醸造酢を上手に活用しましょう。

04 塩分の低い調味料を使おう

低塩分の調味料に置き換えてみましょう。油分、脂肪分が含まれる調味料は取りすぎに注意が必要。

05 香味野菜を利用しよう

にんにく、生姜、大葉、みょうが、三つ葉、ねぎといった香味野菜は塩味のもの足りなさを補ってくれます。

06 ナッツやごまを活用しよう

食塩不使用のナッツやごまを料理に使うことで食感や香ばしさをプラスでき、味を補うことができます。

07 乳製品でこくをプラスしよう

牛乳やヨーグルトなどの乳製品は料理にこくを出します。醤油や味噌の少量を乳製品に置き換えてみましょう。

08 スパイスや辛味を利用しよう

唐辛子や黒胡椒、カレー粉、わさび、山椒などのスパイスを活かして味にメリハリを付けましょう。

09 料理にとろみをつけよう

料理にとろみを付けると塩味が舌に残る時間が長くなり、薄味でももの足りなさを感じにくくなります。

10 焼き目で香ばしさをプラスしよう

焼き目が付いていると香ばしさを感じて風味がよくなり、薄味をカバーしてくれます。



なかメイト主催 減塩料理教室 参加者募集！

地　区	日　付	時　間	場　所
鷲敷支部	令和８年12月 7日(月)	9:30～13:30	鷲敷中央公民館
相生支部	令和９年 1月25日(月)	9:30～13:30	相　愛　館
上那賀支部	令和８年12月 4日(金)	9:30～13:30	上那賀支所
木沢支部	令和８年12月11日(金)	9:30～13:30	木沢老人憩いの家
木頭支部	令和９年 1月21日(木)	9:30～13:30	木頭文化会館

内　　容：講習会（減塩について）
（※上那賀地区では相生包括ケアセンター濵田先生による「関節について、姿勢について」の講習会を行います。）
調理実習（簡単減塩レシピ：トリマヨ・大根と胡瓜のゆかり和え・白菜のクリーム煮・おこめせんべい）
持 参 物：エプロン・三角巾・マスク（１日分塩分量測定を希望される方は尿をご持参ください。）
参 加 費：500円
申込期限：12月開催地区は令和８年11月25日(水)まで
1月開催地区は令和８年12月23日(水)まで
問い合わせ先：那賀町保健センター(TEL：0884-62-3892)

「減塩」ってよく聞くけど、減塩って必要なの？どこからが減塩？どうしたら減塩できるの？と気になりませんか？そんなあなた、ぜひ一緒に作って食べて考えてみませんか？

丹生の谷の町医者だより

－健康づくりに役立つコラムをお届けします－

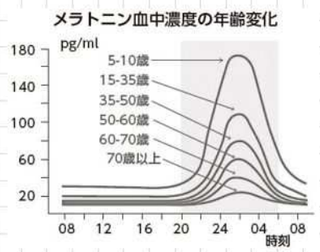
「広報なか」で令和２年度まで掲載していた「丹生の谷の町医者だより」を再開します。那賀町の医師や医療関係者が執筆し、健康維持や日常生活に役立つ情報を町民の皆さまへお届けします。

メラトニンを大切に

相生包括ケアセンター長　濵田　邦美

寝る子は育つといいます。寝たら「疲れが取れたわー」という経験も多いでしょう。これは、睡眠中に「成長」と「修復」という体の働きが行われているためです。そのメカニズムについてはさまざまな研究がされていますが、その一つが「メラトニンの作用」です。睡眠ホルモンともいわれるメラトニンは、夜間に限定して分泌されるホルモンで、睡眠の質を高めるとともに、体の「成長」と「修復」を促す働きがあります。

このメラトニンには特徴があります。強い光を浴びることで分泌が抑えられたのち約 15 時間後から分泌が再開されるという点、さらに夜も光を浴び続けている場合には分泌が抑えられるという点です。そしてもう一つ特徴があります。それはメラトニンの分泌は約 10 歳をピークに段々減っていくということです。朝起きるのが遅いと…、夜遅くまで強い光を浴びる（スマホなど明るい画面を見る）と…、歳を重ねるほど、メラトニンの分泌が減り、「成長」と「修復」が行われにくくなるということです。



「成長」が不十分だと、脳や身体の成長が不十分になります、「修復」が不十分だと、病気や怪我も治りにくくなり様々な病気の発展へとつながります（癌に罹りやすくなるという報告もあります）。
健康で長生きするためには、朝は早起きして光を浴びること、夜遅くまで光を浴びないこと（スマートフォンなど明るい画面を見ないこと）、そして、とにかく子どもの時によく眠ることです。

なにとぞご留意くださいますようよろしくお願いします。

那賀町ホームページに掲載中

【お問い合わせ】那賀町医療政策課　TEL 0884－62－1116

☆那賀よしクラブ主催 スポーツ大会の結果☆

「第32回 那賀よしクラブ杯グラウンドゴルフ大会」　９月10日㈭　相生森林グラウンド　全８ホール　３ゲーム

当日は町内外 13 クラブより 107 名の参加者があり、親睦を深めながら和気あいあいと汗を流しました。





優勝：小松島金長会　国清　治さん(42打)
準優勝：鷲敷ＧＧクラブ　坂　栄子さん(49打)　第３位：日野谷クラブ　岩崎　行宏さん(50打)

【申込み・問い合わせ】那賀よしクラブ事務局（那賀町鷲敷 B&G 体育館内）
TEL 0884-62-1300　FAX 0884-62-1573

暮らしの情報

11・12月 那賀よしクラブ

☆令和８年度会員募集中！

全教室初回無料体験実施中！

場　所：鷲敷 B&G 海洋センター体育館
◆こども体操教室
毎週火曜日　午後６時15分～７時15分
第１・３週は小学校低学年
第２・４週は幼児
◆歪み改善！ポールほぐし
毎月第 1･3 火曜日
午前 10 時～ 11 時
◆ココロとカラダ、すっきりヨガ
毎週木曜日　午前 10 時～ 11 時
◆ダンス教室（Hip Hop ／ K-pop）
毎月第１・３土曜日
午後６時～７時（小学６年生まで）
午後７時～８時（中学生から）
◆体幹バランス★ポール＆ヨガ
毎月第１・３火曜日
午後７時 30 分～８時 30 分
◆オヤスミまえのリラックスヨガ
毎週木曜日　午後７時30分～８時30分
※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。
申込み・問い合わせ：
那賀よしクラブ事務局
（那賀町鷲敷Ｂ＆Ｇ体育館内）
☎ 0884-62-1300
FAX：0884-62-1573



女性のための生き方なんでも相談

相談時間は、１回 50 分、相談料は無料。
※面接相談・電話相談ともに予約が必要
◆面接相談・電話相談
毎週火曜日　　午後１時～午後４時まで
第２・４金曜日　午前10時～午後12時
　　午後１時～午後４時まで
（祝日・年末年始は除きます。）
場　所：阿南市役所５階　相談室
☎ 0884-22-0361

川口エネ・ミュー イベント情報

11/22㈯ 川口ダム自然エネルギーミュージアム リニューアルオープン予定!
◆ダム・発電所見学会
（「スマート回廊カードラリー」特典）
開催日：11月29日㈰
時　間：10：00、11：30、13：00、14：30 の計４回
対象施設：川口ダム（発電所の見学は不可）・日野谷発電所（工事に伴い中止の可能性あり）
定　員：各 10 名（先着順）
申込締切：11月19日㈬　16：00
参加料：無料
申込方法：電話（☎ 0884-62-2209）
集合場所：現地集合
・川口ダム：あくあ川口ベース
（川口ダム自然エネルギーミュージアム第2駐車場）（那賀町鉢字川原畑）
・日野谷発電所（那賀町日浦字池ノ本1-1）
問い合わせ：
川口ダム自然エネルギーミュージアム
☎ 0884-62-2209
HP
※９月１日から11月21日まで
リニューアル工事のため休館

四国南東部イベント情報

◆慎太郎とゆずの郷祭り
開催日：11月８日㈯
時　間：10:00～15:00（予定）
場　所：北川村 総合保健福祉センター
問い合わせ：北川村 産業政策課
☎ 0887-32-1221
◆阪神タイガース 秋季キャンプ
開催期間：令和８年11月（予定）
場　所：安芸タイガース球場
問い合わせ：安芸市教育委員会生涯学習課
☎ 0887-35-1020
◆みのりの王国 芸西フェスタ
開催日：11月15日㈰
時　間：10:00～15:00
場　所：芸西村憩ケ丘運動公園
問い合わせ：芸西フェスタ実行委員会
芸西村役場企画振興課内
☎ 0887-33-2114
◆カシオワールドオープン
開催期間：11月26日㈬～29日㈰
場　所：Kochi 黒潮カントリークラブ
問い合わせ：芸西村役場企画振興課
☎ 0887-33-2114

（一社）みなみ阿波観光局HP　　**（一社）高知県東部観光協議会HP**

相生森林美術館だより

◆館蔵品展
-木の彫刻と木版画-
期　間：～11月29日㈰まで
入館料：一般（高校生以上）330円、
中学生以下無料
休館日：毎週月曜日
（祝日の場合は翌日）
当館が所蔵する木彫・木版画作品を展示しています。なお、11月14日㈮、15日㈯は「関西文化の日」実施につき入館料を無料といたします。
◆木版画実技講座「年賀状を作ろう」
受講生募集（要申込）
開催日：11月23日㈰･㈷
時　間：10:00～16:00
講　師：平木美鶴（日本版画協会会員・徳島大学名誉教授）
内　容：木版による年賀状の制作講座
募集要項：15 名
（小学校４年生以上可・先着順）
参加費：１名につき 500 円
申込方法：11月17日㈪までに美術館（☎ 0884-62-1117）に電話申込みください。
◆講座のお知らせ
古文書講座：11月28日㈮
時　間：10:30～12:00



◆ミュージアムコンサート「ピアノ＆ヴァイオリンコンサート－晩秋の木々の中で－」
開催日：11月29日㈰
時　間：14：00 開演
出　演：山本貴子（ピアノ）
森　基之（ヴァイオリン）
季節の移り変わりを感じさせるクラシックや日本の名曲を演奏いただきます。
◆休館日のお知らせ
展示替えのため 12月１日㈫～12月４日㈮を臨時休館とさせていただきます。
◇各行事のお問い合わせ
相生森林美術館　☎ 0884-62-1117

那賀町山のおもちゃ美術館

◆ミニモルック体験会
開催日：11月７日㈮
時　間：①11:00～　②14:00～
定　員：各回３組　**参加費：**無料
◆人形浄瑠璃「丹生谷清流座」の館内練り歩き
開催日：11月８日㈯
時　間：午前中のどこか☆
定　員：どなたでも(一緒に記念撮影もOK)
参加費：無料
◆ジーニアススクエア大会
開催日：11月15日㈰
時　間：11:00～
定　員：12 名　**参加費：**無料
◆おはなし会
絵本の読み聞かせ、季節の手遊び
開催日：11月15日㈰
時　間：14:00～14:30
定　員：どなたでも　**参加費：**無料
◆那賀町オリジナルおもちゃ「ゆずつみき」で囲碁に挑戦！
開催日：11月21日㈮
時　間：①11:00～
②14:00～



定　員：各回４名
参加費：無料
◆もみじ川温泉もみじまつりコラボ！
【A】ひらり、木の花「コスモス」×那賀町のお花も飾りつけて
【B】ミッションチャレンジ
開催日：11月22日㈰
時　間：
【A】①11:00～12:00
②14:00～15:00
【B】①10:00～12:00
②13:00～15:00

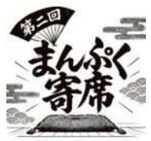




定　員：【A】各回６名
【B】どなたでも
参加費：【A】1,500 円　【B】無料
◆グッド・トイ2026であそぼう
開催日：11月28日㈮、29日㈯
時　間：開館時間中いつでも
定　員：どなたでも　**参加費：**無料
◆ミニモルック体験会
開催日：12月５日㈮
時　間：①11:00～　②14:00～
定　員：各回３組　**参加費：**無料
◆ヒラリンとヨッシーのバルーンアート
開催日：12月６日㈯
時　間：①10:00～12:00
②13:00～15:00
定　員：どなたでも
参加費：無料
各イベント問い合わせ：
那賀町山のおもちゃ美術館
☎ 0884-63-8110
HP

第二回 まんぷく寄席

延野の萬福寺にて、たのしい落語の会を開催いたします。



開催日：11月14日㈮
時　間：14：00開演
※13：30開場
会　場：萬福寺(那賀町延野字寺前20)
出　演：徳島落語研究会
演　目：泰祥（萬福寺住職）による創作落語「空海の旅立ち」ほか、楽しい落語をお届けします。
入場無料・予約不要・一般参加OK
問い合わせ：☎0884-62-0029

那賀町消防署だより

◆秋の全国火災予防運動
11月9日㈰から11月15日㈯までの1週間、秋の火災予防運動を実施いたします。この運動は、町民の皆さまに防火防災意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。空気が乾燥し火災が発生しやすくなっております。火の取り扱いには十分注意するとともに、火災を発見した際は早期通報をお願いいたします。あわせて、住宅用火災警報器の設置、点検、必要であれば交換もお願いいたします。
全ての住宅に設置が義務付けられています 家族を守る 住宅用火災警報器

多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。一人で悩まず、ご相談下さい。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への取次ぎも行っております。
相談方法：相談は無料です。まずお電話下さい。こちらから電話をかけ直しいたします。
連絡先：四国財務局 多重債務者相談窓口
☎087-811-7801（直通）
住　所：高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎(南館)
受付時間:月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)9:00～12:00、13:00～17:00
四国財務局HP
多重債務相談

「合同労働相談会」を開催

「徳島県社会保険労務士会」・「徳島労働局雇用環境・均等室」・「徳島県生活環境部労働雇用政策課」・「徳島県労働委員会」が連携し、解雇、賃金、残業代未払、配置転換、パワハラなどの労使間トラブルについて、それぞれの長所を発揮して、幅広く早期解決のためのアドバイスをします。
開催日：12月６日㈯
時　間：13：00から16：30まで
(受付は12：45から16：00まで)
場　所：シビックセンター
(アミコビル４階)
相談料：無料
申込み・問い合わせ：
徳島県労働委員会事務局
◇事前予約優先(12月4日㈮ 15:00まで)
☎088-621-3234／
FAX 088-621-2889
月～金 8:30～12:00、
13:00～17:15
(祝日除く)
申込はこちら

木頭図書館だより

新着本を紹介します

❄ ご利用くださいませ ❄　木頭図書館　蔵書　検索

■児童書

図書館のつくりかた　イネス・フォンセカ・サントス／アンドレ・レトリア
木がたおれたあと　ヴァレンティーナ・ゴッタルディ／ダニオ・ミゼロッキ
ルーのピアノ　杉本さなえ
「やめられない」をどうするか-きみと同じことで悩んでる大人たちの生存戦略　松本俊彦／横道誠／菊池真理子／二村ヒトシ／だいまりこ／加藤浩平
こどものともでつくりブック-絵本からうまれた料理と工作レシピ　こどものとも編集部
テディ・ロビンソンとサンタクロース　ジョーン・ゲイル・ロビンソン

■一般書

腹を空かせた勇者ども　金原ひとみ
鹿と蝶　白川　紺子
未だ本能寺にあり　今村　翔吾
アラームが鳴らないうちに　川口　俊和
春までのセンセイ　早見　和真
刑事葛城　正義の銃弾　中山　七里
葵の紋を継ぎまして。　山岸　美喜
ゴリラの森で考える　山極　寿一
農機具屋が教える機械修理・メンテ術　松澤　努
モミガラを使いこなす　農山漁村文化協会
田島征三の「あ」　田島征三／大西暢夫
わらで作る日用品と縁起物　髙橋　伸一
クマに出遭ってしまったら？　山﨑　晃司
「ネルソンさん、あなたは人を殺しましたか？」－ベトナム帰還兵が語る「ほんとうの戦争」　アレン・ネルソン
声の力―歌・語り・子ども　河合隼雄／阪田寛夫／谷川俊太郎／池田直樹
本のおかげで暮らしていける　津村記久子

お知らせ

≪木頭産業文化祭にて廃棄本無料配布を行います≫
開催日：2026年11月29日(日)　**場所：**木頭文化会館ロビーにて
古くなった本や雑誌などを無料で配布いたします。どなたでもご利用くださいませ。

■ 木頭図書館　TEL 0884－68－2226　FAX 0884－68－2566
【休館日】日曜・祝日・第３月曜日
【開館時間】10：30～18：00（土曜は17：00まで）
※１人10冊まで。貸出期間は２週間です。

鷲敷図書室だより

新着本を紹介します

■児童書

ずっとずっといっしょだよ　らぶいーず
あたまにのったタコ　たしろちさと
あめあめふれふれ　くすのきしげのり
ほんとにぜったいあけちゃダメッ！！！　アンディ・リー
僕らは戦争を知らない　小泉　悠
つかめ！理科ダマン <12>　シンテフン
猛暑のサバイバル　ポドアルチング
ミュータント最強王図鑑　實吉達郎／山崎太郎
じごく小学校 本当のことをいっているのは、だれだ!?　有田　奈央
キャベたまたんてい かいとうセロリのちょうせんじょう　三田村信行

■一般書

ハヤブサ消防団　森へつづく道　池井戸　潤
殺し屋の出世術　野宮　有
楽園　夕木　春央
夜想い　住野　よる
湾　宮本　輝
ネタバレあり　双紋島の殺人　下村　敦史
この家で死にたいと母は言った　澤田　康彦
天領の鷹　上・下　村木　嵐
プレゼント　伊坂幸太郎（他６名）
おつかれ、今日の私。　ジェーン・スー
薬屋のひとりごと２ ヒーロー文庫　日向　夏
おどろきの刑事司法 " 犯罪者 " の作り方　村木　厚子
キリンが来た道　日本獣医生命科学大学付属博物館(監修)
今さら聞けない休養の超基本　片野　秀樹
六人部屋の十三年間　頭木　弘樹

■ 鷲敷図書室　TEL･FAX 0884－63－0117
【休室日】月曜・火曜
【開室時間】９：00～12：00、13：00～16：00
※木頭図書館・県立図書館の本も貸出できます。

第17回那賀川源流コンサートを開催します。
長安口ダム下流で音楽を楽しもう

那賀川アフターフォーラムでは、那賀川流域における上下流交流や地域活性化、関係機関の連携推進を図るため、毎年「那賀川源流コンサート」を開催しています。
今年も昨年に引き続き、長安口ダム下流の「ドローン広場（上那賀地区）」で開催しますので、ぜひお越しいただき、演奏をお楽しみください。


参加者の集合写真


全員で「ふるさと」を合唱

写真は昨年の状況

日　時：令和８年11月８日(日) 10:00～12:30(予定)
場　所：ドローン広場（上那賀地区）那賀町大戸谷口10
入　場：無料
主　催：那賀川アフターフォーラム　協　賛：ゆきかう那賀川推進会議
問合せ：那賀川アフターフォーラム（森岡 090-4339-1341）

介護 医療

12／8(火)
13:30～15:30

場所 相生地域交流センター相愛館（那賀町延野字王子原 31-1）

那賀町
みんなで知ろう！
介護・医療 おしごとフェア 2026

第１部
ミライの介護体験
介護のイメージが変わるかも。最新の介護機器やICT機器から、未来の介護を体感しよう！人とテクノロジーがつくる、介護のこれからをご紹介。

第２部
介護のおしごとミニ体験
介護予防・フレイル予防には体操が効果的！みんなで楽しく動いて、介護の世界をのぞいてみよう！

第３部
介護・医療のおしごとを知ろう！
那賀町内の施設の話を聞いて介護・医療のおしごとの魅力を発見しよう！
終了後に個別相談ができます。
※当日５事業所程度参加予定です。

服装自由　**履歴書不要**
飛び込み参加 OK　**話を聞くだけ大歓迎**

※雇用保険受給中の方は求職活動実績に該当します。

お問い合わせ・お申し込み
ハローワーク阿南　☎0884-22-2016
主催／那賀町保健福祉子育て課
ハローワーク阿南

令和8年度 第23回ミズノ・ケンコーカップ四国学年別ソフトテニス大会 徳島県予選



【6年生女子の部】優　勝：岸　夢夏さん(鷲敷小6年)
【6年生男子の部】準優勝：柏木 海翔くん(鷲敷小6年)
【5年生男子の部】優　勝：川田 晃大くん(鷲敷小5年)
【4年生男子の部】優　勝：岩川 皐月くん(鷲敷小4年)、山澤 心翔くん(鷲敷小4年)

令和８年９月５日(土)、むつみセンターコートにて「令和８年度 第23回 ミズノ・ケンコーカップ 四国学年別ソフトテニス大会 徳島県予選」が開催され、６年生女子の部で岸夢夏さんが見事優勝、６年生男子の部で柏木海翔くんが準優勝に輝きました。また、５年生男子の部では、昨年度の雪辱を果たした川田晃大くんが見事優勝。４年生男子の部では、岩川皐月くん・山澤心翔くんペアが、昨年の３年生以下の部に続き、２連覇を達成しました！

岸夢夏さんは、全試合を通してわずか１ゲームしか落とさない圧倒的な強さを見せ、見事優勝。現在、小学生女子の県内トップクラスの実力を誇り、鷲敷ジュニアのエースとして、これまでも数々の大会で上位入賞を果たしてきました。今大会でも、その実力を存分に発揮しました。

柏木海翔くんは、接戦を一つひとつ勝ち抜き、見事準優勝。大会では、同学年の山澤蒼雅くん、木田櫂斗くんとの試合でも、前回同様ファイナルゲームまでもつれ込む熱戦を繰り広げました。試合中には、３人が笑顔を見せながら「俺、足遅すぎるわぁ～！」と声を上げ、一生懸命ボールを追いかける姿も。お互いに良きライバルでありながら、仲間として楽しくプレーする姿が印象的でした。

そして、今年大きく実力を伸ばし、好調を維持している川田晃大くん。昨年度は準優勝という悔しい結果でしたが、今大会では、昨年度敗れた相手との試合でも素晴らしいゲーム展開を見せ、見事優勝を勝ち取りました。前回のルーセントカップでは、順位決定戦（４位決定戦）で敗れ、悔し涙を流した川田くん。その悔しさを力に変え、今大会ではペアとの息の合ったプレーを披露し、見事な優勝につなげました。

最後は、昨年に続き全試合ストレート勝ちで優勝した岩川皐月くん・山澤心翔くんペア。鷲敷ジュニアの「ゴールデンコンビ」として、同年代の大会で常に上位の成績を収めている２人です。試合終了後、鷲敷ジュニアのテントに戻ってきて保護者の皆さんに「今日も全部ストレート勝ちで優勝～！去年もそうやったぁ～！」と笑顔で報告。テント内も笑顔に包まれ、和やかな雰囲気となりました。

このほか、６年生男子の部で４位となった山澤蒼雅くん（鷲敷小６年）・木田櫂斗くん（鷲敷小６年）ペア、６年生女子の部で７位となった岩川美月さん（鷲敷小６年）・神野杏莳さん（相生小６年）ペアも、10月３日(土)に愛媛県今治市で開催される「四国学年別ソフトテニス大会」に出場します。皆様、応援よろしくお願いします！


６年生女子の部 優勝
岸　夢夏さん(右)
ペアの中林さん(左)


６年生男子の部 準優勝
柏木　海翔くん(左)
ペアの近藤くん(右)


５年生男子の部 優勝
川田　晃大くん(左)
ペアの宮本くん(右)


４年生男子の部 優勝
岩川　皐月くん(右)
山澤　心翔くん(左)



第52回 阿土少年剣道錬成大会

相生龍虎館 団体の部 第３位！



令和８年８月11日、木頭体育館において「第52回 阿土少年剣道錬成大会」が開催されました。

歴史ある本大会には、徳島県内のほか、県外から日頃の稽古に励む強豪チームが一堂に集結。白熱した試合が繰り広げられ、相生龍虎館が小学校団体の部で第３位に輝きました！今後のさらなる活躍を期待しています。

【出場メンバー】　監督：山下 勝也／先鋒：福永 さえさん
中堅：髙田 湊祐くん ／大将：株田 樹里さん

少年野球通信　～少年野球チームの"活躍"をお知らせします～

第24回 少年野球相生大会 相生クラブ 準優勝！



●試合結果●
【２回戦】　９－０　横須南校少年野球部
【準決勝】　10－０　海部クラブ
【決　勝】　０－２　櫛渕少年野球チーム

優秀選手賞
湯浅 太琥くん



令和８年9月12日・13日の二日間、第24回少年野球相生大会が開催されました。２回戦横須南校少年野球部、３回戦海部クラブ戦は、打線がかみ合い大量得点を取りコールドゲームで勝利しました。続く決勝戦、櫛渕少年野球チームは、第67回徳島新聞社こども野球のつどいで優勝した強豪チームでした。相生クラブは毎回ヒットで出塁するものの、得点まではいたりませんでした。最終回の相生クラブの攻撃は、水口君・三好君のヒットでチャンスを作りますが、櫛渕少年野球チームの好守に阻まれ惜しくも敗戦となりました。しかし、今年も選手たちの一生懸命な姿に、「よく頑張った」と大きな拍手が送られ幕を閉じました。本大会開催におきまして、町内企業様、有志の皆様に多大なご支援をいただきました。また、多くの方々に応援・ご協力をいただき開催できました。本当にありがとうございます。今後も応援をよろしくお願いいたします。

第24回 全国中学生都道府県対抗野球大会四国予選

徳島県選抜チームTTT Jr 優勝 全国大会出場決定！

令和8年10月11日、香川県観音寺市総合運動公園において開催された第24回全国中学生都道府県対抗野球大会四国予選に川平 球斗さん（鷲敷中学校3年）が所属する徳島県選抜チームTTT Jrが出場。3年ぶり2度目の優勝を果たし、全国大会出場を決めました。

全国大会は、10月31日～11月2日において静岡県で開催されます。





令和8年 北川舞台公演 開催報告

10月４日(日)に「令和８年北川舞台公演」が開催されました。あいにくの天候により、会場が北川公民館に変更となりましたが、県内外より約100人が来場されました。丹生谷清流座、木偶舎と小谷ちず子＆Ｐカンパニーが出演され、地元北川座による演劇では会場が笑いと感動とやさしさに包まれました。







みんなで「人権の花」を植えました！

９月25日(金)木頭学園グラウンドで「人権の花」の贈呈式を行いました。

当日は、木頭小中学校の児童・生徒25人と、きとうこども園の園児５人が、町人権擁護委員の皆さんから花苗の贈呈を受け、みんなで協力して「なでしこの花」をプランターに植えました。花を育てる活動を通して、命の大切さや相手を思いやる心、基本的な人権の大切さについて学ぶ機会となりました。

令和８年11月 那賀町献血日程

徳島県阿南保健所管内分

実施日 11月11日(水) 13:30～16:00

場　所 那賀町役場 鷲敷庁舎 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

※400ml献血のみの実施です 一般の方の御協力もよろしくお願いします

献血に関するお問い合わせ

◎徳島県赤十字血液センター (TEL:0120-688-994)
◎徳島県保健福祉部薬務課 (TEL:088-621-2234)
◎徳島県阿南保健所 (TEL:0884-28-9870)

最低賃金改正のお知らせ

令和８年11月１日から徳島県最低賃金は、時間額 **1,103円** です。

■最低賃金についてのお問い合わせ先
徳島労働局労働基準部賃金室（TEL 088ー652ー9165）又は最寄りの労働基準監督署まで

■最低賃金改正に伴う労務相談や業務改善助成金に関するお問い合わせ先
徳島働き方改革推進支援センター (TEL 0120ー967ー951) まで

那賀町の記録
フォトアーカイブ

那賀町のホームページに[フォトアーカイブ]というコーナーがあるのはご存知ですか？鷲敷・相生・上那賀・木沢・木頭の５地区に分け、歴史ある写真を年代ごとに公開しています。

１年間、広報誌に毎号１枚ずつ“今の那賀町”の写真を掲載します。ホームページにも「令和のアーカイブ」として１枚ずつ増やしていきますので、こちらも併せてご覧ください。


もみじ川温泉（昭和51年頃）


もみじ川温泉（令和８年）

今回の写真はこちらにも
▼アップされています▼

https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/naka_photo/chiiki/aioi/index.html

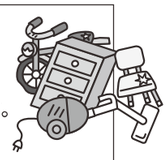
▲ホームページのトップ[フォトアーカイブ]から入ることもできます。

上那賀地区のみなさんへ

12月の大型ゴミの受付は11月末までです！

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。
・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります
（詳しくは窓口または環境課へおたずねください）。
・１回の回収で１世帯につき10個まで、又は１回に50kgまでです。
・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター
（TEL 0884－64－0754）へご連絡ください。



クリーンセンターからのお願い
燃えるごみの袋には、金属やプラスチック製品や電池・バッテリー等を入れないで下さい。燃えるごみの袋に混入された場合、焼却時に機械が故障する原因になります。
ごみ収集を安全に正しく行うため、ごみは必ず町指定のごみ袋・コンテナで出してください。 【問い合わせ先】那賀町役場環境課 TEL 0884 ー 62 ー 1192

令和８年 ９月 木材市況 《相生共販所》

●売上数量
858㎥（233,590才）

樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3ｍ	10～13	8,000円/㎥
		14～16	12,000円/㎥
		18～22	13,500円/㎥
	4ｍ	10～13	9,000円/㎥
		14～16	11,000円/㎥
		18～32	15,500円/㎥

樹種	長さ	径級	平均単価
桧	3ｍ	10～13	8,000円/㎥
		14～16	18,000円/㎥
		18～22	18,000円/㎥
	4ｍ	10～13	9,000円/㎥
		14～16	18,000円/㎥
		18～22	18,000円/㎥

11月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
11月19日(木) 10時 ～12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
11月25日(木) 10時 ～12時	相生老人福祉センター	西本 安廣 委員
11月20日(金) 13時半～15時半	上那賀支所	岩崎 美可 委員

那賀町 ホームページに掲載中

11月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相 談 日 11月13日(金) 10：00～12：00
相談場所 那賀町地域交流センター
相談を希望される方は前日までに住民課（TEL 0884－62－1194）までご連絡ください。

那賀町 ホームページに掲載中

川柳（あいおい川柳会）

杖つきて防災訓練参加する　大石　スミ子
つつましい暮らしばかりに飽きがきた　森井　ユリ子
人が減り話題なくてもいい天気　平田　ふみ子

短歌（流域）

―亀島梨花女（孝子）遺作五首―

次々と仕事をこなす看護師の
真面目な姿勢に感謝の限り

願い事いくつ書いたらいいんだろう
百寿の私那賀川降る

なまなかに百寿の坂は越せぬもの
もったいなさに涙溢るる

百寿という神がピンクの頭巾持ち
お立ちなされとやさしく冠せる

花は散る私も散るか天国へ
昇る名もなき星の一つに

広報なか
No.250
令和八年十一月五日発行
発行・編集
那賀町みらいデジタル課
〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
TEL(0884)62-1184 FAX(0884)62-1177
印刷
米崎印刷㈱

家族で那賀町の暮らしを体験「保育園留学」



令和６年度から受け入れを開始し、東京や大阪などの都市部から27世帯33名のこどもたちをあいおいこども園でお迎えしました。

那賀町あいおいこども園では、県外のご家庭が一定期間滞在しながら地域の保育園に通う「保育園留学」を実施しています。
今後も本事業を通じて那賀町の自然と暮らしの魅力を伝え、関係人口の増加を目指してまいります。

利用家族から那賀町へのメッセージ



あたたかい人のつながり

地域の方が本当に親切で、あらゆる場面で声をかけて下さり普段の生活では感じられない温かい結びつきを感じることができました。



素晴らしい園に大興奮！

園庭の広さに大興奮し、日々の保育の中でヨガやお散歩、読み聞かせなどをしていただいたおかげですぐに馴染むことができました。



笑顔がたえない素敵な園

園児、先生方、そして保護者の方の笑顔がたえず、本当に素敵な園でした。帰ってきてからもお友達や先生のことを楽しそうに話しています。





岡田　ヨシ子様（那賀町小浜）
大正15年９月25日　生まれ

入居されている施設でお祝い会が開催され、皆さんからのお祝いの言葉に対し、百歳を迎えた気持ちを明瞭なお声で伝えてくださいました。お祝い会の前にはご家族様と食事会をされ、楽しいひと時を過ごされました。

これからもお元気にお過ごしください。

Coming of age ceremony

令和9年 那賀町成人式

開催日　令和9年 **1月2日(土)**

対象者　平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人



時　間	受付開始 12：00～ 成人式式典 13：00～
場　所	相生体育館

★新成人の方は **12:40** までに受付を済ませてください。

【問い合わせ】那賀町教育委員会 TEL 0884−62−1106

戸籍の窓

戸籍情報は、個人情報保護の観点からWEB版では非公開としております。
詳細は紙面版をご覧ください。

那賀町HP　那賀町じぶん課

「那賀町じぶん課」の利用登録にはアクセスカードが必要です

那賀町役場にてお渡ししています（無料）

【配布場所】那賀町役場本庁、相生支所、上那賀支所、木沢支所、木頭支所

